

第百六十四回国会 衆議院 財務金融委員會 會議録 第十五号

平成十八年五月九日(火曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 小野 晋也君

理事 江崎洋一郎君 理事 七条 明君

理事 宮下 一郎君 理事 山本 明彦君

理事 渡辺 喜美君 理事 小沢 鋭仁君

理事 古本伸一郎君 理事 石井 啓一君

井澤 京子君 伊藤 達也君

石原 宏高君 小川 友一君

越智 隆雄君 河井 克行君

木原 稔君 佐藤ゆかり君

鈴木 俊一君 関 芳弘君

平 将明君 とかしきなおみ君

土井 真樹君 中根 一幸君

西田 猛君 萩山 教嚴君

広津 素子君 藤野真紀子君

松本 洋平君 小川 淳也君

田村 謙治君 長安 豊君

平岡 秀夫君 松本 謙公君

三谷 光男君 吉田 泉君

谷口 隆義君 佐々木憲昭君

中村喜四郎君

議員 田村 謙治君

議員 古本伸一郎君

議員 三谷 光男君

議員 吉田 泉君

議員 与謝野 馨君

國務大臣 (金融担当) 櫻田 義孝君

内閣府副大臣 後藤田正純君

内閣府大臣政務官 三ツ林隆志君

法務大臣政務官 西田 猛君

財務大臣政務官 三國谷勝範君

政府参考人 (金融庁総務企画局長)

政府参考人 (金融庁総務企画局総括審議官) 中江 公人君

政府参考人 (金融庁監督局長) 佐藤 隆文君

政府参考人 (政府証券取引等監視委員会事務局局長) 長尾 和彦君

政府参考人 (法務省刑事局長) 大林 宏君

参考人 (株式会社東京証券取引所執行役員) 深山 浩永君

財務金融委員会専門員 鈴木健次郎君

委員の異動

五月九日

辞任

大野 功統君

鈴木 克昌君

同日

辞任

平 将明君

松本 謙公君

補欠選任

五月八日

知的障害者の入院互助会を改正保険業法の適用除外とすることに關する請願(吉井英勝君紹介)

(第一八六二号)

大増税に反対することに關する請願(赤嶺政賢君紹介)

(第一八六二二号)

同(石井郁子君紹介)

(第一八六三三三号)

同(笠井亮君紹介)

(第一八六四四四号)

同(穀田恵二君紹介)

(第一八六五五五号)

同(佐々木憲昭君紹介)

(第一八六六六六号)

同(志位和夫君紹介)

(第一八六七七七号)

同(塩川鉄也君紹介)

(第一八六八八八号)

同(吉井英勝君紹介)

(第一八七〇〇〇号)

大衆増税反対に關する請願(笠井亮君紹介)

(第一八七一七号)

同(仲野博子君紹介)

(第一九〇九〇九号)

同(鉢呂吉雄君紹介)

(第一九一〇一〇号)

同(松原仁君紹介)

(第一九一一一〇号)

共済年金の職域部分の堅持等に關する請願(江藤拓君紹介)

(第一九七五五五号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

政府参考人出頭要求に關する件

参考人出頭要求に關する件

証券取引法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

出第八一〇号)

証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う關係法律の整備等に關する法律案(内閣提出)

出第八二二二号)

証券取引委員会設置法案(古本伸一郎君外六名提出、衆法第四号)

〇小野委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、証券取引法等の一部を改正する法律案及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う關係法律の整備等に關する法律案並びに古本伸一郎君外六名提出、証券取引委員会設置法案の各案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、参考人として株式会社東京証券取引所執行役員深山浩永君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として金融庁総務企画局長三國谷勝範君、金融庁総務企画局総括審議官中江公人君、金融庁監督局長佐藤隆文君、金融庁証券取引等監視委員会事務局

局長長尾和彦君、法務省刑事局長大林宏君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕

〇小野委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〇小野委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。広津素子君。

〇広津委員 質問の機会を与えていただきまして、どうもありがとうございます。

今回の証券取引法等の一部を改正する法律案に關しましては、金融商品ごとに異なっていた縦割りの規制から投資性の強い金融商品やサービスにすぎ間なく同等の横断的な規制をかけるという意味で、私は、大変画期的でよい改正が行われていると思っております。そのため、全体としては、今回の改正案を大変高く評価しております。そこで、きょうは公認会計士である私の専門分野である開示と公開買付け制度に關しまして重点的に御質問いたします。

まず、柔軟化について、情報開示の観点からお伺いします。

証券取引法等の一部を改正する法律案では、一律規制から差異のある規制に改正されており、情報開示においてプロの投資家と個人投資家を差別しております。しかしながら、一般の個人投資家とプロの投資家は移行可能であるため、本来一般投資家として扱われるべき個人をプロの投資家として扱い、開示すべき情報を開示しないという脱法的使われ方をされるおそれもあります。こうなつては投資家保護が不十分になってしまひますので、この点についてどういふ対応を考えていらっしゃるのか、お伺いします。

○三國谷政府参考人 お答え申し上げます。

議員御指摘の投資者への情報開示の観点からの規制につきましては、これは二つに整理することができますかと思ひます。

まず一点目は、公衆縦覧を通じました投資家への間接的な情報開示でございます。これは、有価証券の発行者に有価証券報告書等の提出を義務づけて、これを公衆縦覧に供するなど、企業内容等の開示制度を整備しているものでござい

ます。次に、投資家への直接的な情報開示といたしまして、有価証券その他の金融商品の販売、勧誘等を行います業者に対して、投資者が取引の特性、とりわけリスクを十分に理解した上で投資判断を行えるよう、顧客への書面交付等が義務づけられている等の制度がござい

ます。今回の法案におけますいわゆる特定投資家制度でございますが、これは後者の、投資家への直接的な情報開示のために金融商品の販売、勧誘等の局面において業者に課される規制に關しまして、顧客が特定投資家かあるいは一般投資家かに応じ

ましてその適用を区別するものでござい

ます。具体的には、業者が一般投資家との間で取引を行います場合には、投資者保護の観点から十分な行為規制を適用する一方で、特定投資家との取引におきましては、例えば契約締結前の書面交付義務など、顧客と業者との間の情報格差の是正を目的とする規制等につきまして適用を除外しているものでござい

ます。たしまして内閣府令で定めます要件に該当する者に限ることとしております。さらに、個人投資家が選択による特定投資家への移行を行うとする場合には、その保護に欠けることのないよう厳格な手続を整備しているところでござい

ます。このように、特定投資家制度の導入による規制の適用の柔軟化は、投資者保護の徹底ということ

を前提として制度を提案しているものであることを御説明申し上げたいと思ひ

ます。○広津委員 どうもありがとうございます。個人の選択であるということになってい

ればかなりオーケーだと思ひます。次に、四半期開示ということについて御質問いた

します。証券取引法等の一部を改正する法律案では、流動性の高い流通市場を持つ上場企業の有価証券については、より頻繁に密度の濃い投資情報が必要であるとの観点から四半期開示を行うこととされて

います。多くの諸外国においても四半期開示は進展しておりますし、タイムリーなディスクロージャー、つまり適時な情報開示は投資家保護に有益

です。また、我が国の証券市場の国際競争力を向上させるためにも、私は、四半期開示の法定化を大変意義あることと評価して

おります。しかしながら、開示する以上、開示される情報の正確性を検証し担保しなければなら

ないことは、明らかなことと

思ひます。また、帳簿のレビューなどの内部証拠を中心として監査を行

つて、有用性程度の監査意見を表明する監査です。これは、内部証拠のみを集め

ますので、経営者が本気になって粉飾しようと思ひます。全部改ざんすることが

できますので、外部証拠ほどの強い証明力がないわけ

です。そこで、我が国では、四半期開示の法制化に当たり、四半期報告書に記

載される四半期財務諸表の信頼性を確保するために、公認会計士

または監査法人による監査にどのレベルの監査を行うように措置されているのかを

お伺いしたいと思ひ

ます。○三國谷政府参考人 御指摘の四半期開示でござい

ますけれども、これは、企業業績等に係ります情報を適時、迅速に開示

することを求めるものでござい

ます。一方、投資者の投資判断に資するよう、四半期財務情報の信頼性を確保すること

も重要でござい

ます。このため、四半期財務情報につきま

しては、その信頼性を確保する観点から、公認会計士等により

ます。

○櫻田副大臣 お答えさせていただきます。

証券市場に対する投資者の信頼性を確保するた

めには、投資者に対して企業情報が適正に開示さ

れることが重要であると考えているところでござ

います。ディスクロージャーをめぐる最近の不

適切な事例については、開示企業における財務報告

に係る内部統制が有効に機能してい

なかったもので

はないかということが指摘されているところであ

り、ディスクロージャーの適正を確保していくた

めには、財務報告に係る内部統制の強化を図

っていくことが重要であると考えているところで

ござ

います。

こうした観点から、本法案では、上場会社に対

し、財務報告に係る内部統制の有効性に関する経

営者の評価と、その評価結果が適正であるかどう

かについての公認会計士による監査、いわゆる内

部統制監査を義務づけ、財務報告に係る内部統制

の強化を図るものとして

ござ

います。

○広津委員 どうもありがとうございます。よく

わかりました。

今までも、監査を行うに当たりましては、内部統制の評価を行うことが必要不可欠であったため、内部統制の評価はやってきたことではあります。内部統制の評価は、経営者による内部統制の整備と運用が必要であり、それに関して監査人が意見を述べるということが法律に明文化されることは、内部統制制度の充実のために極めて重要で大変素晴らしいことであると感じております。

しかしながら、日本公認会計士協会の調査によってもわかりますように、我が国では内部統制の評価に費やされる時間が海外に比べて大変少ないわけです。これは、日本における監査報酬、特に監査時間が諸外国と比較してかなり低いレベルであるため、監査手続をできるだけ低レベルで済ませようとするという傾向があるように思います。そのため、監査の充実に関する根本的な解決策としては、諸外国並みの適切な時間をかけて内部統制の評価をできるだけの監査報酬及び監査時間が必要ということになります。

この点につきましては、諸外国の監査及び監査報酬との比較も考慮した上で、いかがお考えでしょうか。

○三國谷政府参考人 お答え申し上げます。

監査報酬につきましては、これは日本公認会計士協会などにおいても実施はされておりますが、監査時間につきましては、日本公認会計士協会において調査を行っているところでございます。

この調査結果によりまして、我が国の監査時間数は、海外におけます監査時間に比べまして、一般に少ないものとなっております。とりわけ監査計画、内部統制の評価にける時間数が少ないとの調査結果となっております。でございます。

監査の充実強化を図りますためには、公認会計士や監査法人において、的確な内部統制の評価に基づき適切に監査計画が作成され、監査が実施されていくことが重要であると認識しております。

このため、必要な監査時間数等の確保が行われま

すよう、必要な環境の整備に努めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、こういった意識を幅広く醸成していくという観点から、証券取引法対象会社につきましては、平成十六年三月期から、有価証券報告書におきまして監査報酬の総額等の開示を求めることとしていくところでございます。

○広津委員 どうもありがとうございます。

ただ、監査報酬の開示をしただけでは、むしろ安易に監査法人の方に顧客が殺到することになりまして、さらにコストダウンをしていかなきゃいけないということ、必ずしも解決にはならないと思いますが、状況を見守ってまいりたいと思っております。

次に、公開買い付け制度について伺いします。

最近、企業の合併や買収が盛んに行われております。ライブドア事件や村上ファンドの阪神買収など、買収会社の利益目的の強引とも思われる敵対的買収の事例が多くマスコミに報道されるため、日本では、とかく企業の合併や買収に対して悪いイメージが持たれがちです。しかし、本来は、合併、買収などの組織再編は企業再編の有効なツールであって、それ自体が悪いということはありません。つまり、使い方の問題です。ただし、使われ方によって、被買収会社の利益を著しく損ねたり、一般投資家の利益や株主間の公平を害したりすることがあるわけです。

そこで、公開買い付け制度については、一般投資家や株主保護の観点から制度設計を行うことが必要と考えられますが、今回の法案において、公開買い付け制度についてはどのような見直しが行われているのか、お伺いしたいと思います。

○三國谷政府参考人 公開買い付け制度につきましては、お尋ねでございますが、近年、我が国におけます企業再編行為等の件数は増加してきており、その態様も多様化してきているところでございます。こういった中で、市場の透明性、公平性を確保する観点から、公開買い付け制度につきま

しては各種の見直しを提案させていただいているところでございますが、これらの検討に当たりましては、御指摘いただきました一般投資家や株主の視点に最大限配慮をしているところでございます。

まず、投資者、株主に的確な判断材料を提供し、それに基づき応募の是非を的確に判断してもらう観点から、公開買い付け者によります情報開示の充実を図るとともに、公開買い付けの対象会社による意見表明の義務化、対象会社が公開買い付け者へ質問する機会の付与などの措置を講じているところでございます。

また、投資者、株主の熟慮期間を確保する観点から、現行、日数ベース、これは二十日から六十日ということ規定されております公開買い付け期間につきましては、営業日ベース、二十営業日から六十営業日に変更することとしていくところでございます。

さらに、公開買い付け期間が短期間に設定された場合に、対象会社の請求に基づきまして公開買い付け期間を延長する制度を導入する措置を講じているところでございます。

さらに、投資者、株主の公平性を確保する観点から、買い付け後の所有割合が一定割合以上となるような公開買い付けにつきましては、案分比例方式による部分的公開買い付けではなく、全部買い付けを義務づけることなどの各般の措置を講じることとしていくところでございます。

○広津委員 どうもありがとうございます。十分

な措置が行われていると思います。

大量保有報告制度は、株式の大量保有状況に関する情報開示を確保することで市場の透明性を高めることに寄与しており、一般投資家が安心して投資活動を行うことができるようにするために必要不可欠な制度であると考えます。

しかしながら、最近の実務の動向を見ますと多くの疑問の声が投げかけられているところでござ

います。今回の改正法案におきまして、大量保有報告制度に

関してどのような見直しが行なわれているかに関してもお伺いいたします。

○櫻田副大臣 お答えさせていただきます。

近時の実務の動向を見ますと、議員御指摘のとおり、短期間に大量の上場株券等を保有するに至る事例がふえつつあります。そんな中、大量保有報告制度の迅速性、機動性についてもさまざまな指摘がなされているものと承知しているところでございます。また、いわゆる買収防衛策との関連等におきましては、大量保有報告書による株式保有割合に係る開示を迅速、正確に行うことへの要請が高まっていると認識しているところでございます。

これらの状況を踏まえ、本法案においては、機関投資家に認められる特例報告の制度について、報告期限、頻度を現行の原則三カ月ごとと十五日以内から二週間ごとと五営業日以内へと短縮することとともに、株式保有に関する特例報告制度が適用されない事業支配目的がある場合について、これを、事業活動に重大な変更を加え、または重大な影響を及ぼす行為を行う目的がある場合へと明確化を図ることとしていくところであります。

また、証券市場の効率性向上の観点から、これまで紙媒体による提出も認められていた大量保有報告書について、電子提出を義務化し、EDINET、電子開示手続を通じた迅速な公衆縦覧の一層の促進を図ることとしていくところでございます。

○広津委員 どうもありがとうございます。

今回の法改正におきまして、大量保有報告に関する特例報告制度を見直し、報告頻度を短縮することとされております。これは、株式の大量保有状況に係る透明性を高めることとなる一方で、諸外国よりも厳しい規制となり、合併や買収などの企業組織再編を阻害するのではないかとという危惧もありませんが、このような厳格な規制をされた理由についてお教えいただければ幸いです。

○三國谷政府参考人 お答え申し上げます。

今回の大量保有報告制度の見直しでございます

が、これは、公開買付け制度にあわせて各般の見直しを行っているところでございます。

この中で、特例報告制度に關しましては、たゞいま副大臣からもお答え申し上げましたとおり、報告期限、頻度の短縮等。あるいは、それ以外にも、一〇％超保有の状態から保有割合が一〇％を下回る取引を行った場合、これは一〇％からそれ以下になった場合でございますが、この場合には一般報告を義務づける。あるいは、特例報告制度が適用されない事業支配目的につきまして、事業活動に重大な変更を加え、または重大な影響を及ぼす行為を行う目的へと明確化するなどの措置のほか、大量保有報告書の電子提出の義務化、いわゆるEDINETを通じて迅速な公衆縦覧などの措置を講じているところでございます。

この中で、大量保有報告の特例制度に係ります報告期限の頻度の大幅な短縮などにつきましては、御指摘のとおり、諸外国よりも厳しい規制となっているのではないかなどの指摘があることは承知しているところでございます。一方で、大量保有報告制度の本来の趣旨であります株式の大量保有の状況につきまして、必要で正確な情報を投資者に対して迅速に開示するとの要請も強く存在するところでございます。

両者のバランスを踏まえて議論することが必要であると考えているところでございまして、金融審議会の公開買付制度等ワーキング・グループにおきましては、このような観点を踏まえまして真摯に御議論いただきまして結果、全体として、特例報告に係る頻度、期限につきまして、現行の三カ月ごと十五日以内を二週間ごと五営業日以内へと短縮することが適当であるとの結論に至ったところでございます。

投資者に対する適切な情報開示、及び、そうしたことを通じた証券市場に対します信頼の確保を図ることが現下の状況の中では大変重要なことと考えておりまして、金融庁といたしましては、御提案の法制上の所要の見直しを講じさせていただきますところでございます。

○広津委員 以上です。丁寧な御説明、どうもありがとうございました。終わります。

○小野委員長 それでは、これで広津素子君の質疑を終了いたします。

続きまして、谷口隆義君。

○谷口(隆)委員 おはようございます。公明党の谷口隆義でございます。

きょうは、金融商品取引法の審議ということであります。

まず初めに、会社法の改正のところを申し上げたいと思いますが、御存じのとおり、この五月一日から会社法が改正をされたわけでありまして、この会社法というのは企業社会の基本法とも言われるべきもので、大変企業社会にとっては影響の大きいものであります。

そんなこともありまして、私も公明党は、この会社法の審議に入る前の法制審議会に提言を出しておりますので、この提言の内容をごく簡単に申し上げますと、一つは、従来の商法の理念、例えば債権者保護だとか株主平等の原則であるとか、商法の持つところの非常に重要な理念を大きく逸脱するようなことのないようにしてもらいたいということ、あとは、中小企業に十分配慮した対応をお願いしたいということ、あとは、ガバナンスの観点から十分配慮されたものであるように、あとは、企業買収の問題であります。

今回、一年繰り延べられたわけでありましてけれども、合併のときの対価の柔軟化というのがあるわけでありまして、これは、従来であれば、合併をいたしますと、被合併会社の株主に対して合併会社株を交付するというのが一般的でありましたが、今回、この改正がありまして、被合併会社の株主に現金で交付する場合もできますし、また、親会社の株式で交付する場合もできるといような形で、いわばMアンドAが非常にやりやすくなったわけでありまして、それは組織再編という観点で一步進んだと言えるわけでありまして、一方で、企業を中心にして考えますと、後で申し上げますが、阪神電鉄をめぐる問題等、今出

てきておりますが、やはり企業の防衛策も十分に検討していく必要があるだろうというような、この企業の防衛策も検討してもらいたい。

あとは、従来の企業観。従来の企業観と申しますのは、我が国の一般的な企業の方というものは、これはいろいろ持つていらつしやるんだろ、と思ひますが、会社というものは株主のものだけではなくて、従業員、また地域社会、また債権者、このような周りの利害関係者も一体となった社会的実在としての企業という考え方があつたわけでありまして、それを、株主至上主義といひますが、株主がイエスと言えは何でもできるというところの考え方、企業観に持つていくということについては若干問題がある、このように申し上げたわけでありまして、このように会社法が、先ほど申し上げましたように、五月一日から施行されたわけでありまして、

それで、私申し上げました商法と、今回審議されておりますこの証券取引法、今回は金融商品取引法といひますが、この違いについて、まず初めに申し上げたいと思ひわけでありまして、

商法は、先ほど申し上げましたように、取引の安定を図るという観点で、債権者保護の立場に立つておるわけでありまして。淵源は、これはドイツ法を中心にして、大陸法を淵源といたしております。一方で、証券取引法は、アメリカ法を中心にして、これは投資家保護の立場の法律であります。債権者保護と、また投資家保護との間の違いが従来から言われておつたわけでありまして、

今申し上げました会社法の審議の状況を見ておりました、既にできがたつて今もう施行されておるわけでありまして、やはり企業価値を高めることはいひことなんだということでございまして。ですから、いわばこの証券取引法に近づいていくというんですか、株主を中心とした企業社会のありよう、より一層そういう考え方が浸透してきた法律になつておるといふことについては、若干の危惧をいたしておるところがあるということ

を、まず申し上げたいわけでありまして。

それで、先ほど申し上げました阪神電鉄、村上氏を中心とする村上ファンドが大量の株を取得して、五月の初めに、取締役の過半を交代せよという提案をしておるようでありまして。その状況、マスコミの報道によりまして、労働組合もこれに対しては反対だということのようでありまして、社会全般的に見て、やはり違和感があるというようなことであるんだろと思ひわけでありまして、

先ほど申し上げました企業観、企業は一体、たれのものなのかということ会社法の審議のときにいろいろやりとりをいたしたわけでありまして、やはり株主だけが企業の方を決めるということではなくて、あらゆる利害関係者が一体となった企業、こういう考え方がむしろ日本社会の中では好ましいのではないかと、私はこのように思つておりますが、大臣お着きになりましたので、まず初めに、大臣の持つていらつしやる企業観についてお伺ひしたいと思ひます。

○与謝野国務大臣 法律的にいへば、株式会社は出資をしている株主のものであるといふのは、あくまでも法律的には一つの考え方であると思つております。

しかし、企業というのは、また一面、社会的存在でございますので、多くの従業員を雇用し、また多数の取引者を持ち、また場合によつては下請関連企業も持つておりますから、やはり社会的存在としての企業という側面は大変重要であると私は思つております。株主価値を増加させる、増大させる、これも一つの重要な考え方でございますけれども、やはり株主も従業員も取引先もそれぞれ応分の繁栄をする、これが私は大事なことでありと思つております。

また、株主はもともと配当を受けるという機会も与えられておりますし、また取締役会を構成する取締役を選任する権利も持つております。そういうものも当然の権利でございますけれども、やはり社会的存在であるということも頭に入れながら、そういう商法上、企業関連法上の権利は行使されるべきものと私は考えております。

○谷口(隆)委員 今大臣おっしゃっていただいた考え方は、私も全く一緒でありまして、株主がすべてを決めるというわけではなくて、今回のこの阪神電鉄も、電鉄でありますので公共的な色彩を持つておりますし、たくさんの方の従業員の方がいらっしゃるわけでありまして、市場で大量の株を取

得し、経営陣の中でいろいろな問題があるというようことで、非難されるべき経営陣の中にはあるんだらうと思いますが、今回の状況を見ておられますと、さして経営上の問題があるとは思えませんが、株を大量に取得したということだけで大きな混乱を起せしめるということについては、私は問題があるんだらうというふうに思うわけであり

ます。そこで、次に、今回のこの改正で、公開買い付けであるとか、また大量保有報告書が整備をされたわけでありまして、今私が申し上げたような状況等にも十分配慮をされた改正となつておるのかどうかということについて、御答弁をお願いいたしたいと思ひます。

○三國谷政府参考人 制度の一般論としてお答え申し上げたいと思ひます。

今般の法案におきましては、一つは公開買い付けの制度の見直しがございます。最近、市場内外を組み合わせたさまざまな態様の取引がふえてきております。こういったことから、市場内外における買い付けなどの取引を組み合わせた急速な買い付けの後、所有割合が三分の一を超えるような場合、これも公開買い付け規制の対象となることとしておいてございまして、従来までは、三分の一を超える段階かどうかで、それが市場外か市場内かということが基準でございましたが、これを一定の期間内に組み合わせるような場合にも対象とするというようなことで、制度の整備を図つておいてございまして。

次に、大量保有報告制度につきましては、これも今回の法案におきまして、一つは、株式保有に關します特例報告制度が適用されない事業支配目的がある場合につきまして、事業支配目的を、事

業活動に重大な変更を加えまたは重大な影響を及ぼす行為を行う目的がある場合というぐあいに明確化を図つておいてございまして。

また、特例報告制度によりまして大量保有報告書の提出が猶予されている期間に、実際に重要な提案行為等を行おうとする機関投資家につきましては、事前に迅速な開示を求めまして、一層の透明性の確保を図るなどの措置を講じることとしておいてございまして。

○谷口(隆)委員 いずれにいたしましても、組織再編だとか、企業の大きな方向性を変えるような株の取得について、この株の取得が、経営に大変関心があつて経営の方向を変えるんだというやうなことでは一步譲つて了つたところがあるわけでありまして、短期的に株価をつり上げてこれを売り抜けるといったことで、この企業また企業の従業員また周りの利害関係者に大きな迷惑をかけるというやうなことについては、私は大変問題である。ですから、そういうことも念頭に入れた法の運用のしぶりをお願いいたしたい、このように強く申し上げたいところであります。

それで、次でありますけれども、きょうの朝の報道、NHKにも出ておりましたが、新聞報道でも出ておりました中央青山監査法人の問題であります。カネボウの粉飾事件が契機で、担当の公認会計士が起訴事実を全面的に認めたというやうな報道がなされております。それで、どうも金融庁は処分を考へておるのではないかとというやうな報道がきょう出ておつたわけでありまして。

そもそも、この中央青山監査法人というのは四監査法人のうちの一角を占める大きな監査法人であります。公認会計士が一千六百名を超える、会計士補を含めると二千五百名を超えるというやうな大世帯の監査法人であり、上場企業が八百社を超えるというやうな大監査法人であります。

それで、この行政処分が行われた場合には数カ月業務停止になるんじゃないか、このように言われておるわけでありまして、このようになりますと、監査契約をすべて一たん解約をして、業

務停止後にまた新たに契約を結び直す、こういうやうになるわけでありまして、この監査法人だけの問題ではなくて、監査を受けている上場企業にも多大な影響が出てまいるわけがございます。

現状の中で、金融庁、今どのように考へておられるのか、確たるところはまだ言えないのかもわかりませんが、今の方針についてお伺いをいたしたいと思ひます。

○与謝野國務大臣 刑事事件につきましては、公判が進行中でございますから、私から何もコメントすべきことはございません。

ただ、粉飾決算にかかわつたということに關しましては、それなりの処分というものはあり得るわけでございます。ただ、処分という社会的制裁と、処分を行うことによりまして経済社会的な混乱というものをやはり比較考量しながら、どこまでが適正な処分であるかということも、今先生が言われたやうなことも華々服膺しながら考へていかなければならぬことであると思つております。

○谷口(隆)委員 今の段階では大臣もなかなかそれ以上の御答弁できないんだらうと思ひますが、いずれにいたしましても、先ほど申し上げた、経済界に与える大きな影響もございまして、そういうこともございまして、十分そのところを御配慮いただいて、大きな立場で行つていたきたい、そういうやうに強く望むものであります。

次に移りますが、今回のこの法案についてお伺いをいたしたいと思ひます。

英国の金融サービス市場法というのがあります

が、今回のこの法案は、貯蓄から投資への流れを促進するということで、投資家保護法制について、従来規制の業法となつておつたものを、それが行かうことではなくて、むしろ何を行うかという機能面に着目をして、横断化また柔軟化をした法案だということなんだらうと思ひます。

法、FSMA、こういう法律が言われておるわけでありまして。金融市場を内外の金融サービス業者にとつて魅力のあるものにするということについては、自由な市場を維持しなければなりません

が、それと同時に、公正の確保の手段を整備し、一貫性のあるわかりやすい法体系をつくり上げていく必要があるということでありまして。

それで、冒頭お話をいたしました英国の金融サービス市場法と現下審議をされております金融商品取引法、比較の上で大きく異なつておる点を述べていたたいと思ひます。

○三國谷政府参考人 御指摘のとおり、イギリスで二〇〇〇年に制定されました金融サービス市場法は、銀行法や保険会社法等も統合いたしまして、ほぼすべての金融サービスを単一の法的枠組みに取り込んだものと承知しております。

具体的には、イギリスの金融サービス市場法は、その規制対象商品を投資物件といたしまして、株式、社債、国債等の証券、証券や集団投資スキーム持ち分のほか、保険契約や預金等を含んでおり、また、その規制対象業務にも預金の受け入れ業務等を含んでおるものと承知をしております。

一方、今回の私どもの法案でございますけれども、これは、現行の証券取引法を金融商品取引法に改組する中で、一つは、いわゆる集団投資スキーム持ち分が包括的に有価証券の定義に含まれるやうな規定を整備し、また、デリバティブ取引の定義に、有価証券以外の資産、これも原資産とするものとするなどの措置を講じ、規制対象の拡大を図つておいてございまして。

なお、預金や保険につきましては、銀行法、保険業法等におけます販売、勧誘ルールが適用されているため、金融商品取引法の直接の規制対象とはしていませんが、同じ経済的性質を有する金融商品には同じルールを適用するという基本的な考え方のもとで、外貨建て商品や変額商品など投資性の強いものにつきましては、銀行法及び保険業法等において、金融商品取引法の販売、勧誘ル

ルを準用いたしまして、規制の同等性を確保することとしているものでございます。

○谷口(隆)委員 詳細なことは今三國谷局長がおっしゃったようなことがあるんだろうと思いますが、私が申し上げておるのは、英国の、二〇〇〇年に成立した金融サービス市場法と言われるものは、いわばフレームワーク法ということで、現実には、金融サービス業者の具体的な行為規制は全面的にFSA、英国の金融庁が定めるルールにゆだねられておるわけでありまして、包括的に、また横断的に網をかけるといったような場合にはこのような方式がむしろ望ましいと思われるわけでありまして。

このような観点で、今回の法規制がそこまでいわずに、先ほど局長がおっしゃったように、具体的に、個別に、対象の品目とか分野とか、これを規制を行うということではなくて、むしろ、抽象的な言い方での基本法をまずつくり、それを金融庁の業務の中で定められるルールに基づいて行っていくというようなことになりまして、すべてが包括的に行えるというように思うわけでありまして、そこまで至らなかった理由を御答弁お願いしたいと思っております。

○与謝野国務大臣 先生御指摘のように、イギリスの金融サービス市場法は、まず第一には、預金、保険等を含む幅広い金融商品・サービスを包括的に規制対象にする一方、第二には、規制内容の詳細については、法律で定めるのではなく、金融サービス機構、FSAに広範な規制制定権限を認めている、そういうふうな私どもは理解をし、承認をしております。金融商品・サービスの販売、勧誘に際して業者が遵守すべき行為規制も、基本的には、法律レベルではなく、FSA規則によつて定められているものと承知をしております。

一方、我が国においては、国民に義務を課し、また国民の権利、自由を制限する規制を設ける場合には、基本的には国会に議決をいただき、法律によつて定めるべきものと考えられており、した

がつて、今回の金融商品取引法でも、業者が遵守すべき行為規制を含め、具体的な規定をしつかりと整備させていただいておるわけでございます。

○谷口(隆)委員 そうなんですね。まさに大臣がおっしゃるように、具体的な行為を規定いたしておるわけでございますので、そのあたりで、国会承認の問題も今あるということでございますが、私は、どうも一歩劣っているような気もしいないこともないわけでありまして、これからの金融行為は大きく変容するだろうと思ひますし、いろいろなところも、いろいろな商品も出てくるだろうと思うわけでありまして、そのようなことも含めまして、将来の動きも含めて、大きく包含するということな法体系の方がむしろ望ましいというように思うわけでありまして。

それで、次に移りますが、マーケットアビュース規制、これは金融市場の機能を阻害する行為をマーケットアビュースと申しますが、英国の金融サービス市場法はこのマーケットアビュース規制を設けておるわけでございます。これは、具体的に申し上げますと、情報の誤用であるとか、虚偽または誤解を招くような印象のある行為だとか、また市場の歪曲であるとか、このような行為に対しまして制裁的な対応をいたしておるわけでありまして。

一方、我が方のこの法案につきまして一体どうかと申し上げますと、これは前回の議員立法で行ったわけでありまして、課徴金制度が制裁的な意味合いで導入をされたわけでありまして、私もこの提案者の一人で、課徴金制度を検討したものであります。現在の課徴金制度は独禁法の問題等々も絡んでなかなか難しいところがございます。まして、不当利得の返還というところなどございまして、不当利得の返還というところなどございまして、不当利得の見ますと、不当利得にプラスアルファをするようなものがなければ、これは制裁的な意味合いにはならないわけでありまして、ですから、そういう意味で制裁的な意味合いが我が方の法律では薄いというところが言えると思

いますが、このようなことについて御見解をお伺いしたいと思ひます。

○与謝野国務大臣 イギリスの場合は、市場不正行為に対する制裁金については、金融サービス機構が違法行為の深刻さ等の諸要素を総合勘案し決定することとなっております。

日本における課徴金制度につきましても、一昨年の改正で導入され、また、その金額水準として利得相当額の金額を法定しているところでございまして、抑止力として十分ではないかという議論があることは十分承知しております。

特に、本年二月の公明党金融問題調査委員会の申し入れにおいても、課徴金制度について「その活用状況等も踏まえつつ見直しを検討すべき」との御指摘をいただいております。こうした御指摘のほか、昨年の証券取引法改正において継続開示義務違反を新たに追加した際、おむね二年を目途として、課徴金に係る制度のあり方等について検討を加える旨が規定されていることを踏まえ、市場の公正性、透明性を確保する観点から、課徴金制度のあり方等については、さらに検討してまいりたいと考えております。

○谷口(隆)委員 大臣がおっしゃっていただきましたように、やはりこのようなマーケットアビュースに対する規制をしつかりとしたいかなければなりません。ルールをしつかりと決めて、そのルールの中では自由に行っていた、だかというところで、ルールをはみ出したような場合、また市場を混乱させるような場合、これについてはしつかりとした制裁を設けるといふ断固たる措置を講じなければいけない、このように思うわけでありまして。

そういうことで、今後この課徴金の問題はまた議論になってくるんだろうと思ひますが、やはり制裁的な意味合いの強い課徴金制度をつくり上げるのに、議員立法で前回は行いましたけれども、金融庁におかれましてはそういう観点での対応

これをぜひお考えいただきましてやっていただきたいということを申し上げまして、時間が参りましたので、これで終わらせていただきたいと思います。

○小野委員長 以上で谷口君の質疑を終了いたします。

引き続きまして、長安委員。

○長安委員 長安でございます。証券取引法等の一部を改正する法律案につきまして御質問させていただきます。広範な法律でございますので、財務報告に係る内部統制について重点的に御質問をさせていただきますと思っております。

ただいまルールと制裁というお話がございましたけれども、いかにルールを守るように体制を構築しているか、またそれを監視しているかというのが今回の法律、内部統制の部分に当たるのかなと思うわけでありまして。

今般のこの法改正によりまして、従来までは財務諸表の監査というものが行われていたわけですが、それだけではなくて、内部統制に関しても監査人が関与するということになったわけでございます。監査を厳しくすれば不正が、不正といいますが、不正やそういった見逃しというものの確率が減ってくるというのは当然でありますけれども、一方で、不正がゼロになるわけではないのは予想されるわけでありまして。そういう意味では、監査の手続の追加、またこういった厳格化によつて、企業が少なからぬコスト的な面で、また手間という面でも負担を強いられるということは予想されるわけでありまして。

そういう意味では、コストに見合うだけの効果が得られるのかということが重要になってくると私は考えておりますけれども、こういった財務報告に係る内部統制の強化に關しまして、今回の法改正に盛り込むこととなった背景、また意義についてまずお伺いしたいと思います。

○与謝野国務大臣 背景でございますけれども、ディスクロージャーをめぐる最近の不適切な事例

については、開示企業における財務報告に係る内部統制が有効に機能していなかったのではないかと指摘がなされているところでありまして、ディスクロージャーの適正性を確保していくためには、財務報告に係る内部統制の強化を図っていくことが重要と考えております。

こうした観点から、本法案の中で、上場会社に対し、財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者の評価と公認会計士による監査を義務づける措置を設け、財務報告に係る内部統制の強化を図ることとしたものでございます。

○長安委員 ありがとうございます。

今回、この法改正というのは、今お話ございました内部統制がうまく働いていなかったというような不祥事があつたことも一つ起因しているというところだと思います。また一方で、米国の企業改革法ですか、米国SOX法の影響もある程度受けたのではないかなと思いますけれども、これも、米国で一部企業の粉飾決算というような問題があつたわけでございます。

まず、そういう意味では、米国のSOX法の概要をお伺いしたいのと、また、このSOX法が制定されたことによつて、どのような利点あるいは問題点があつたのか、どう評価しているのかということをお伺いしたいと思います。

○三國谷政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のように、エンロン事件などの不正会計事件を背景といたしまして、アメリカにおきまして二〇〇二年七月に企業改革法、これがSOX法でございますが、成立いたしました。ここにおきましては、企業責任の強化、それから監査人の独立性の強化、もう一つは、会計事務所に対します監視体制の強化、こういったことを内容としていたものでございます。そのうち、企業責任の強化の方策の一つといたしまして、財務報告に係る内部統制の有効性につきまして、経営者の評価と公認会計士による監査を求めているものでございます。

企業改革法におけます内部統制報告制度の導入

をめぐりましては、アメリカにおきまして、経営者の意識改革、投資家の財務報告への信頼性の向上、業務の効率性の向上等に資するものであるとの評価があるものと承知しております。一方で、同制度につきましては、評価、監査にかかりますコストが過大になつていくとの指摘もござい

ます。現在、私も、企業会計審議会内部統制部会におきまして、評価、監査の基準のあり方等について検討を行っているところでございます。法案を今御審議いただいているわけでございますが、お認めいただきました際には、制度の施行までにはさらに検討を重ねていきたいと思つております。その際には、先行して導入されましたアメリカにおけます制度の運用の状況、こういったものも検証し、評価、監査の有効性が確保される前提のもとで、コスト負担の観点にもできる限り配慮してまいりたいと考えているところでござい

ます。○長安委員 今回法律案が出されているわけでございますから、ちよつと今の、アメリカでの施行状況を検討してというのは遅いかな、逆に、もう検討した結果こういう案を出しているんですよというお答えをいただかないと、今後負担を強いられるような企業にとつてみると、どうなるのかなという不安にさいなまれてしまうのかなと思つております。

次の質問に入りたいと思つたわけでも、今回の法改正によりまして、有価証券報告書の記載内容の適正性に関する確認書というものを会社の方から出すことが義務化されるわけでございます。現在までは任意の制度でございました。

義務化されることによつて、当然、企業側としまして、この内部統制に関して、みずからの責任において対応が促されていくのではないかと思つております。一方で、今回の法改正では、さらに踏み込んで、内部統制報告書の作成と、また、公認会計士または監査法人の監査証明という厳しい手続を課すということになっておりますけれども、

これはどうしてなのか。つまり、それほどまでに日本の企業の財務諸表に関する内部統制というの

に問題があるという認識なのかどうか、お伺いしたいと思います。○櫻田副大臣 財務報告に係る内部統制の強化を図っていくに当たっては、御指摘のように、各開示企業の経営実態に応じた適正な開示に向け、お

ののの開示企業みずからの取り組みが最大限確保されていくことが重要であると考えておるこ

ろでございます。一方で、適正なディスクロージャーを確保するために、開示企業における内部統制の強化が重要な課題になつていくところであり、これを確保するためには、これら各企業の取り組みに加え、経営者による内部統制の評価と第三者による監査について、ある程度、各企業共通の制度的な枠組みが必要であると判断したところであります。このため、今般、本法案の中で、上場会社に対し、財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者の評価と、第三者である公認会計士が行う監査、内部統制監査を義務づけることとしたものでござい

ます。いずれにせよ、このような制度的枠組みのもとで、開示企業においては、財務報告に係る内部統制の強化に向けてみずから積極的な取り組みを進めていただくことを期待しております。

○長安委員 おっしゃるとおり、監査を厳しくする、新たな制度を導入することによつて当該企業の財務の健全性、内部統制を監視できるようにするわけでありませうけれども、本来、そういった内部統制というものは、企業が独自でみずからの責任のもとにやり、また、これはある意味企業の戦略の一つの柱ではないのかなと私は考えております。

そういう意味では、内部統制のやり方というのは相当程度の自由度があつてしかるべきかなと私は考えておるわけでありませうけれども、今回、この財務報告に係る内部統制の範囲が余りにも不明

確で、本来、財務報告に係る内部統制といたしますとBS、PL、キャッシュフロー等だけに限定されるのか、その辺が不明確であるために、企業からしてみると、余りにもコストが大きくなつてくるのではないかとというふうに私は考えるわけ

あります。この範囲について、具体的に、また、わかりやすく御説明を賜りたいと思つた。

○三國谷政府参考人 今般、導入を提案させていただきます。これは、適正なディスクロージャーの確保という観点から、企業の内部統制の中でも財務報告に係る内部統制、ここに焦点を絞ります。経営者による評価と監査人による監査を求めるものでござい

ます。財務報告に係る部分を超えまして企業が内部統制の仕組みを整備することにつきましては、これは評価、監査の対象とはしていないところでござい

ます。次に、この内部統制報告制度に係ります基準等のあり方につきましては、昨年十二月に企業会計

審議会内部統制部会報告におきまして、財務報告に係る内部統制とは、財務諸表及び財務諸表の信

頼性に重要な影響を及ぼす開示事項に関する内部統制とされているところでござい

ます。この財務諸表及び財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項の範囲につきましては、個々の企業の置かれた状況などに応じて個々の企

業ごとに判断される面があるものと考えておりますが、御指摘の点も踏まえまして、今後、可能な限りその明確化が図られるよう、実務上の指針等の整備に努めてまいりたいと考えているところで

ござい

ます。○長安委員 ぜひこれは具体的に、本場にわかり

やすい指針をつくつていただくということをして

いかないと、本場に企業経営者の方からします

と、どこまでを内部統制と呼ぶのか、これは不安

になるわけでありませう。報告書、確認書を出す

わけですけれども、一歩間違えば、これが経営者

にとつてみると無限の責任を負うようなことにな

てはならないわけですから、ぜひよろしく願います。

一方で、先ほどお話ししました米国のSOX法に關してですけれども、SOX法で義務づけた内部統制評価のために、大企業の中には、例えば十億円を超えるようなコスト、負担増があったというような報告もされておりますし、また、対象企業全体では平均五億円程度のコストをかけているというような情報もございます。

これは、日本の内部統制報告書では、IT対応の部分についても踏み込みなさいというようなことが言われておりますけれども、これは、先ほどもお話ありました、財務にかかわるところといつてくると、ITの部分も実は含まれてくるのではないかと私は思うわけです。

単純に会計のお話をさせていただきますと、今の企業では、売り上げが上げればパソコンで入力するわけですね。パソコンで入力したときに、当然決算につながっていくわけですから、その途中の段階で、どこまで改ざんができない仕組みなのか、また、改ざん等があったときに、ログ等で足跡が残るような仕組みになっているのかというところで含まれてくると、当然、IT投資だけでも膨大なコストがかかることが予想されるわけでありま。

おまけに、今回、公認会計士等への報酬が増大するであろうとも見込まれる。また、この内部統制自身が、指針が出てしまったらいいのかわからないという企業が大半だと思います。そういう企業はコンサルティング会社にコンサルティングを依頼する、当然そういう費用も発生してくるわけでありま。

アメリカでは、こういった費用に耐えられないということで、上場をやめる、つまり非上場を選択するといった企業も出てきているわけでありま。これは逆に言うと、こういった監視が重くなり過ぎた結果、ある意味市場の活力が失われてしまふというような悪循環というのの可能性としては残るわけでありま。

そういう意味では十分な配慮というのが必要かなと思うわけでありまけれども、こういった企業のコスト負担の増加について、金融庁さんほどのぐらいいのお見積もりをされておるのか、また、負担を軽減するそれなりの措置というのをどのようにつけていくかと考えておられるのか、お伺いしたいと思いま。

○三國谷政府参考人 財務報告に係ります内部統制に關します経営者による評価と公認会計士の監査、これを実務に適用していくためには、企業などにおきまして体制の整備などの準備が必要でございまして、企業等に相応のコスト負担が必要となることは御指摘のとおりかと思いま。

その際のコスト負担の具体的な額につきましては、これは企業の内部統制の整備状況等により異なるかと考えられますことから、その額を見積もることとは困難でございまますが、一般論として申し上げまして、過大なコストというのは、ひいては投資家の収益の低下にもつながるものでございまして、経営者による評価と監査を実務に適用していくための基準などの策定、整備に当たりましては、こうした点にも十分留意していく必要があるかと考えております。

こういった点を踏まえまして、昨年十二月の内部統制部会報告でございまますが、ここでは、先行して制度が導入されたアメリカにおきまします制度の運用の状況、これも検証いたしまして、コスト負担が過大とならないための方策といたしまして、一つはトップダウン型のリスクアプローチ、二つ目は内部統制の不備の区分の簡素化、それからダイレクトレポートイングというものの不採用、四項目といたしまして内部統制監査と財務報告監査の一体的実施、五項目といたしまして内部統制監査報告書と財務諸表監査報告書の一体的作成、六項目といたしまして監査人と監査役、内部監査人との連携といった提言がなされているところでございま。

こういった具体的な評価、監査手続等の詳細につきましては、こういった提言を踏まえまして、

これから御指摘の点も十分踏まえまして、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

○長安委員 これは、本場に監査法人等の監査証明も考えたときには、これから走り出すわけです、どこまでやるのかというのは今の段階では具体的に見えていないというのも事実だと思いますけれども、企業の負担が余りにも重くなり過ぎないような配慮というものをぜひ御検討いただきたいなと思ふわけでございます。

一方で、こういった内部統制の強化をしていくということは、投資家にとつては立場は複雑だと思ふは考えるわけでありま。財務諸表の健全性という信頼性が顕著に改善するのであれば当然プラスになる、しかしながら、本来、上場しているような企業が出すような財務諸表というのは、信頼性があつて、正しいものであつて当然なわけなんです。

今回、不祥事があつたというお話でございました。もう特定の企業名は避けますけれども、数社のいわゆる不届き者のせいによつて、ほかのまじめにやっている企業がすべて負担を強いられるというのは、ある意味いかなものかという考えもあるわけでありま。

投資家にとつてみれば、そういった企業に対しては、そんな内部統制のためにもうこれ以上お金を投資してくれなくてもいい、もつともうかる分野に投資してくれ、あるいは会社のROIが上がるような分野にお金を使つてもらつた方がプラスになる。あるいは、もつと直接的には、そんなお金があつたら配当してくれ、そこまで考える方も当然出てくるわけでありま。

そういう意味では、私は内部統制を否定しているわけではございませけれども、重要性というのは当然ありますけれども、ある程度範囲を絞り込んだ形でステップを踏みながら導入していくというのが実務上は必要ではないのかなと私は考えております。

おまけに、今回、この内部統制の監査に關しては、公認会計士、監査法人、今、一体的に行うと

というようなお話がございましたけれども、一体的に行うから具体的な事務量、仕事量がふえないのかというと、当然ふえるわけでありま。現状の公認会計士の数、また監査法人の数を見たときに、サプライサイドの制約もある程度あるのではないかと思ふわけでありまけれども、そういう意味では慎重な運用が大切だと思ふますが、今後、どのような導入のプロセス、対応を予定しておられるのか、お伺いしたいと思ふま。

○三國谷政府参考人 プロセスでございますけれども、財務報告に係ります内部統制の有効性に關します経営者による評価と公認会計士の監査、これを実務に適用していくためには、この評価や監査の基準それから実務指針が策定されますとともに、企業や監査人におきまして体制の整備など相応な準備期間が確保される必要があるかと考えているところでございま。内部統制報告書制度につきましては、こういったことから、平成二十年四月以降に始まる事業年度から適用することを考えているところでございま。

この財務報告に係ります内部統制の評価、監査に關する基準などのあり方につきましては、これは先ほどもお答え申し上げましたが、企業会計審議会内部統制部会において検討を行つていただいているところでございま。法案、現在御審議中でございますが、これがお認めいただけますと、最終ステップに向けまして、御指摘の点も考慮しながらさらに検討を深めてまいりたいと考えているところでございま。

いずれにいたしましても、この内部統制につきましては、やはり企業がその会社の財務報告につままして適正な管理をしていく、そういったことから、そういった企業の財務報告の信頼性、それから御指摘いただきましたようなコスト等、こういったものを全部勘案しながら適切な制度を構築してまいりたいと考えているところでございま。

○長安委員 ありがとうございま。今、内部統制に關する監査というお話をさせて

いただきましたけれども、いわば財務報告の作成のプロセスの適正性というものを今後評価するものになるわけです。そういう意味では、今までの公認会計士あるいは監査法人が行っていた財務諸表の監査というところからは、ある意味大きく一歩踏み出すことになるわけであります。

こういう新しい分野を与えるといえますか、与えるに当たりまして、公認会計士の質であったりまた量というものが当然充実されなければなりません。そのために現在どのような具体策を考えられているのか、お伺いしたいと思います。

○櫻田副大臣 現行の監査基準において、公認会計士は監査計画の策定及び監査の実施段階において企業の内部統制の整備及び運用状況を評価しなければならぬこととされており、今般の制度の導入がこれまでの監査の基本的枠組みを大きく変更するものとは考えておりません。

一方で、今回の法案による措置が円滑かつ適切に実施されるためには、公認会計士の質、量両面での充実が必要であることについては御指摘のとおりであり、しっかりとした対応が必要であると考えております。

このため、まず、内部統制監査に関する基準や実施指針のあり方につきましては、企業会計審議会内部統制部会において検討を行っていただいているところでありますが、法案をお認めいただいた際には、内部統制報告制度の施行までに適切な内部統制監査が実施されるよう、さらに検討を深めていく考えであります。

その上で、これらの基準等も踏まえ、制度の施行までに監査法人等の内部において内部統制監査のための体制の整備など相当の準備が行われるとともに、日本公認会計士協会が実施する継続的専門研修などを通じて内部統制監査に対する研修等が実施されていくものと考えているところでございます。

○長安委員 中央青山監査法人の業務停止命令というのがきょうの朝刊にも出ておりました。先ほども御指摘ございました。監査法人がいかに適切

に監査を行っていくかということが一番重要であります。やはり、不祥事を見てみると、監査法人までもが一緒になって不祥事を起こしている。これはやはり、罰則ということで減らせる部分もあるでしょうし、また、必要なのは、具体的な監査の指針をつくってやる、また監視をしていく、また教育をしていく、こういったことすべてが組み合わさって初めてシナジー効果となって不正を減らしていくのかなという気がいたします。そういう意味では、ぜひ今後とも、そういった監視についても、金融庁の方、取り組んでいただきたいと思うわけでございます。

続きまして、金融経済教育についてちよつと伺いたいと思います。

昨今、マスコミ等でも、貯蓄から投資へというような言葉が叫ばれます。これは大きな流れになつていっていると思います。実際、国民の金融資産、一千四百兆円と言われておりますけれども、これが貯蓄からリスクの高い投資というものに回つていっているというデータも出てくるわけであります。

一方で、多くの国民の方々は、金融に関する知識を、ある意味、平等に享受できるような機会に恵まれたかという点、必ずしもそうではないと感じるわけであります。現在、インターネットの普及、IT技術の振興によりまして、ネットで株を取引するというようなことも普及しております。

こういった金融の知識が全くないうまま、全くというかほとんどないまま、ギャンブル感覚でそういったネットトレーディングというようなものを行つていらっしゃる方も少なくないわけであります。景気回復期、株価の上昇期、こういうときには問題は明らかになつてこない、顕在化しないわけでありますけれども、市場動向によつては当然これは大きな問題をばらみかねないと思はれております。

やはり、株式投資という点、原則は当然自己責任の世界ではありますけれども、これまで教育を受けてこなかった方にいきなり理解しろといつて

も、それはなかなか酷な話ではないのかなと思つてあります。これまで、税制等を見ましても、やはり貯蓄から投資へという流れを後押しするような政策が中心であります。結果として投資家のす野が広がつたということは当然いいことでありますけれども、その反面、先ほども申し上げました、素人のような個人投資家が頻りに株式を買つてリスクマネーに貯蓄、自己資金をつぎ込むということとは、ある意味、私は、この急激な進展は異常ではないのかなと思つてあります。

先般も、この委員会におきまして、東証、野村証券等を視察に行かせていただきました。そのときに、金融教育というのに取り組んでおられるという話を野村証券の古賀社長の方からお話があったかと思つた。私もテキストを読ませていただきましたけれども、そういった教育は本当に今まで欠けていたのかなという気がいたします。昨今話題になつていらっしゃる方なども、子供のときに突然親から百万円を渡されてこれで株をやつてみるということ、自分で訓練を積まれたということだと思つた。私なども、若いころに、もちろん今もまだ若いんですけども、若いころに株をしたことがございます。書籍等を斜めに読んで株式を取引したものの、実は、株、金融のことに詳しくなつたというよりも、一種のギャンブルを楽しんだというのが私の自己の回想であります。

そういう状況にあつて、現在のよう多くの方が株式に投資、自己資金をつぎ込んでいられるという状況を、金融庁としてどのようにとらえておられるのか、お伺いしたいと思います。

○与謝野国務大臣 全体として、貯蓄から投資へ、こういうスローガンはございます。今、日本の家計の金融資産構成比というのを見ますと、株式、投資信託で一〇・九ですから約一％、現金、預金として大体五二％持っておりますから、日本の家計の主流はまだ貯蓄であると私は思つております。

委員が御懸念のように、投資という場合には、やはり相当な知識を持つていなければなりません

ん。商品知識を持つていなければなりませんし、一方で、例えば株に投資する場合には、会社の方が正確性の高い、真実性の高いディスクロージャーをしていなければならないということもあります。それから、投資を勧誘する業者、この人たちも、きちんとした説明を投資家たちにしなければならぬ。リスクの大きさ、元本の保証があるかどうか、それからリターンの大きさ、こういうものをきちんと説明しなければならぬと思つております。

また、金融庁としては、インテキ投資がたくさんあるわけでございまして、一時期、外国為替の証拠金取引というような、全くその実体のない投資勧誘をやる会社がたくさん出てきたとか、こういうものはやはり排除していかなければなりません。

したがしまして、貯蓄から投資へというときには、いろんな条件がそろつていなければなりませんし、やはり自分の責任で、少しリスクは高いけれどもリターンも大きいところに投資をしてみようかな、こういう気持ちに個人個人になつていただかないとそういうことにはならない。その環境整備は、やはり金融庁が中心となつて、法律を整備し行政令等を整備して投資家を守る、そのことが私は大事なことであらうと思つております。

ただ、貯蓄から投資へといったときに、やはりお金が経済社会全体に適切に配分される、資源が有効に配分されるという部分からも物を考えなければいけないわけでして、ある意味では間接金融から直接金融の世界に移るための大事なステップというふうにも考えてもいいのではないかと私は思つております。

○長安委員 まさに、間接金融から直接金融へ、これが貯蓄から投資であります。経済の活性化のためにやはりある程度の投資が必要なんだという専門家の御意見も当然あるわけであります。私も、昨日、金融庁の方とレクをしたときにお話をさせていただきました。さはさりながら、貯蓄をされていても、それは

あくまでも金融機関に預けられている。それが当然、郵便局の場合は今までは財投という形、銀行等の金融機関に関しては融資という形で間接金融が行われていたわけです。それが、逆に言うと、今株式投資されているような形できめ細かな融資が行われていけば、経済の活性化は同等に行われるはずであります。

そういう中であって、当然、金融機関の企業に対する評価といいますが、あるいは業界、産業に対する知識不足というものがあのかと私は思うわけでありまして。

従来まで、金融機関が融資をするときには当然与信というものをやっている。私、大学を卒業して商社に入ったわけですが、商社におりますと、一番最初に学ぶのが与信であります。与信というのは何か、信用を与えるんだということを習うわけでありまして。一方で、バブル崩壊前の日本の金融機関を見たときに、何をしていたか、果たして与信ということが正常に行われていたのかという、実はそうではなくて、ただ単に、土地のような担保をとって、それに対して貸すだけ。はつきり言って、ノウハウも何もないんじゃないかという気が長年してありました。

私の後輩なども、立派に大学を出て金融機関に入ったにもかかわらず、何をしているのかという担保の土地の写真を撮りに行っている。そんなことをしている暇があったら、もっと産業のことを勉強するなり企業のことを勉強して、きめ細やかな金融というものをやるようなノウハウづくりを本来しなければならぬんじゃないかというところを痛感したことがございました。

今、株式に投資をされると当然企業にお金が回るわけでありまして、問題は、投資家の方は、企業に投資をしているという認識を持ってやられている方は少ないと私は思うんですね。要は、株には投資をしている、でも、その株というのはあくまでも、企業側に流れているというよりも、また株を売ったら自分にお金が戻ってくるから、株までしか見えていない。結果、株に投資す

るときにはチャートを見て、今、上げトレンドなのか下げトレンドなのかということだけが判断基準になっている。もちろん財務諸表も評価基準の一つにはなっているでしょうけれども、あくまでも、その会社が将来的に成長してほしいから、この株を買うことによってお金を供給しているんだという認識を教えるということが金融教育の基本ではないのかと私は思うわけでありまして。

そういう意味では、初等中等の教育についての金融経済教育というのが不足していると私は思っているわけでありまして。いわゆる勝ち組といいますが、お金持ちになられた方を悪く言うつもりがあるわけではございません。しかしながら、経済社会の仕組みとして、お金を稼ぐことの意味、あるいは経済人としての倫理というものをしっかりと教え込んでおく、教育しておかないと、堀江さんのように、お金の稼ぎ方あるいは使い方を誤らせる方というものが当然出てくるでしょうし、また、報道もされましたけれども、そういった方があがてしまおうとか尊敬してしまおうというような社会になってしまおうというのは、これは大問題であります。

本法案では、金融経済教育の担い手として、いわゆる自主規制機関を想定しているわけでありまして、けれども、それでは金融経済教育の中立性、最も大切な、先ほど申し上げました倫理観というようなものを日本人の中に伝える、あるいは教えることができるのかという気がするわけでありまして。すぐれた経済観、倫理観を持つ日本人を育てることは、これは国家にとっても十年、二十年かけて全力で取り組んでいかなければならない問題だと私は考えております。

そういう意味では、教育に関しても、人、物、お金とよく言いますが、しっかりと投資していかねばならない分野だと考えますが、御所見はいかがでしょう。

○与謝野国務大臣 金融教育といいますが、すぐ何か、お金でお金をもうけるというのがすばらしいことだというふうに教育しがちなんですけれども、

も、私はそんなことはないと思っております。やはり、額に汗をして物やサービスをつくり出すということが社会価値を生んでいるわけですので、お金は昔から、しよせん物やサービスの交換手段でしかすぎないだろうと私は思っております。そういう意味では、やはり経済の基本は何かということ金融教育の基本でなければならぬと思っております。

ただ、こういうふうな金融の世界あるいは投資の世界が複雑になっておりますと、一般の国民の方々、今まで投資に縁のなかった方々も、一定水準以上の金融知識というものを持った方が多分生活しやすいだろうと私は思いますし、また、だまされなくて済むという側面もあって、そういう意味では、金融教育というのは、まず経済とは何かというその根本のところをやはりお教えするということが大事なだろうと。それから、投資とか貯蓄に関するリスクとかリターンとか、そういう概念を持っていたかどうかということが私は基本であると思っております。ただ外形的に、株に投資しましよ、何に投資しましよという表面的な教育というのはほとんど意味のないことだと私は思っております。

○長安委員 まさにそのとおりだと思います。

昔のことわざに、お金は天下の回りものということわざがございます。つまり、やはりお金に執着するのではなくて、今大臣からも、お金はあくまでも物を交換する手段、道具なんだというお話がございました。そういう意味では、お金を稼ぐこと、金融に対する倫理観を今後いかに教育の中に取り入れていくということが重要であると思っております。私からも、ぜひよろしくお願い申し上げます。

これで終わります。ありがとうございました。

○小野委員長 以上で長安委員の質疑を終了いたします。

引き続きまして、古本伸一郎君。

○古本委員 民主党の古本伸一郎でございます。大臣におかれましては、連日の御対応、大変お疲れさまでございます。そしてまた、金融庁を初め役所の皆様も、本法案、重要広範議案ということで、これまで議論を進めてまいっておるわけでありますが、お答えをいただいておりますことに感謝を申し上げます。そしてまた、本日は法務省もお越しをいただいております。一方で委員会も立っておりますので、初めに法務省関連を少しお尋ねしながら議論を深めたいと思っております。

御案内のとおり、過日、堀江氏、容疑者と言った方がいんでしょうか、が保釈をされ、一部報道によれば、一連のライブドア事件につきましてもう終局ではないかという報道もなされておるわけでありまして。

これまで、この委員会におきまして、私も民主党といたしましては、証券取引委員会の必要性、これは、現在の監視委員会の機能を強化する必要があるんじゃないかとお訴えをしましてまいりましたし、過日は与党からも御質問をいただき、議論を深めたわけでありまして、残念ながら、強化する必要があると当たらぬという御指摘ではなかったかというふうな理解をいたしております。

そういう中で、ライブドア事件が今回の金商法の改正とまたま時を一緒にしておるという中にあって、少し示唆に富んだ部分がございますので、改めてひとときながら議論を深めたいと思っております。

さて、そこでお尋ねをするわけでありまして、このライブドア事件の起訴事実によれば、いわゆるライブドアマーケティング株式会社の風説の流布について、監視委員会が告発をし、そして検察の方で今起訴に至っている。もう一つは、株式会社ライブドアに係る虚偽の有価証券報告書の提出の犯則事実。この二つに関し告発をし、そして起訴がされているというふうな理解をいたしておりますが、これは正しいでしょうか。

○大林政府参考人 御指摘のとおりでございます。

○古本委員 そういたしますと、この証取法百五

十八条違反を初め、この二つの事案において、これから公判が予定されているというふうに向つておられますので、三権分立でありますので、立法府からはとやかく申し上げられませんが、仮に有罪となれば、どういふ罪が予定されるんですか。

○大林政府参考人 御指摘の問題が有罪となれば、法定刑の御趣旨でございますか。上限が、ちよつとお待ちください。

○古本委員 いや、これは通告してありますから、委員長にお許しをいただいて、この間に資料もお配りをしたいと思いますが。

○小野委員長 配ってください。

よろしいですか。それでは、大林法務省刑事局長。

○大林政府参考人 百九十七条によりますと、「五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」ということになるうと思ひます。

○古本委員 では、仮に併科があつた場合はどうなりますか。

○大林政府参考人 通常の場合は、ここに書いてありますように、懲役または罰金ということとどちらかを言い渡す形になるわけですが、併科の規定がありますので、懲役を言い渡すと同時に罰金の言い渡しもできるという形になっております。

○古本委員 つまり、保釈されて、部屋に戻られて、広いなおつしやつたというふうな報道がありますね、堀江容疑者が。それは広いでしょう、六本木ヒルズのすぐお部屋で、広いなと。片や、二十何万人の個人投資家が、多分、奥様が小遣い銭で、ちよつとおもしろうと、御党の幹部まで一緒に手を握り合せて、堀江君はいい青年だと言つて中であつてすよ、きようはその議論は余りやりませんが、それは思わず買つちやつた奥様もいる。いわゆる素人ですよ。そういう人から見れば、どういふ思いでそれを眺めていたんでしょいかね。ビールおいしかったと言つておられますし

たね、報道によると。

今法廷闘争はまだ始まつていないというふうに向つておりませんが、きようは法務委員会立つておりますので、政務官にお越しをいただいております。

資料の三の一をござんいただいたと思ひます。保釈をされた直後の閣議後の、何と法務の責任者でおられる、最高責任者です、杉浦正健氏はこうコメントされています。読み上げます。元氣そう、若し裁判をきちつとやつてほしい、あの姿を見たら再起してもらえないではないかという印象を受けたと。

再起つてどういふ意味ですか。まだ刑期が確定もしていない。有罪かどうかもわかつていない。一体何なんだこれはという思ひであります。どういふ意図を持つて御発言されたか、御所見を伺ひます。

○三ツ林大臣政務官 お答えいたします。

御質問は、四月二十八日の閣議後記者会見における大臣の御発言に対するものであります。大臣は、記者から堀江被告が保釈されたことにつきまして質問がなされたのに対し、裁判所の判断に關することであるのでコメントは差し控えること述べた上で、報道された保釈時の堀江被告の様子を見て、思ひのほか元氣そうであり、また裁判が行われた後、再起されるのではないかと印象を受けたとの一般的な感想を述べたとごまのものと承知しております。

したがいまして、同被告人に対する保釈の当否であるとか、有罪、無罪についてコメントをしたものではなく、先生のような御批判は当たらないというふうに考えております。

○古本委員 一般論じゃないでしょう、これは。

堀江さんについてどうかと聞かれ、再起してもらえないのではないかと。これは、再起つてどういふ意味ですか。再び選挙に出てもらえるという意味ですか。それとも、再び上場企業の役員になれるという意味ですか。それとも、再びライブドアの

経営に復帰をしていただけるんじゃないかということですか。再起の意味をお尋ねします。

○三ツ林大臣政務官 この再起の意味に對しましては、大臣の発言でありますので、私が直接答えられる立場にはないと存じております。

○古本委員 これは一般論でお答えいただいたというお話でありましたが、前後の文脈をきちつとごらんになった有権者といひますか視聴者の皆さんも含め、これはライブドアの個別の話にお答えになっているのは紛れもない事実であります。そして、こうやつて、実は立法府にある人間が発言をすることによつて司法に大きな影響を与え続けてきたのが今回の事案なんです。

少しその例を引きたいと思ひます。

ちなみに、資料の三の二もおつけしましたので、その前にござんをいただきたいです。逮捕されたときに、総理、武部幹事長以下、このようにコメントをされておりました。率直に言へば、おれたちもたまされたというタッチの趣旨で全体に言つておられました。

一方、保釈時です。さすが、安倍さん、竹中さんは次をねらつておられるだけあります。慎重ですよ。公判の行方を見守りたいと。余計なことを言つていません。杉浦さんだけです。しかも法務大臣ですよ。これは意外とメディアも余りとらえていませんし、多分、先生方の中にもお気づきにならなかつた方も多いかもしれませんが、あごが外れたというのはこういうのを言うんじゃないかなと私は思ひました。

このことを強く指摘しておきつつ、実はこのように立法府が一言言つたために司法に予断を与えた今回の事例をひもときたいと思つておりますが、資料の二の一をござんをいただきたいと思ひます。

これは、当時、伊藤担当大臣が、昨年の二月八日に二ツボン放送株をいゆるTOSTNETIを、これは、当委員会といたしましても東証並びに証券会社の視察も参りましたので、当然、先生方お勉強していただいているという前提で申し上げ

げますが、このTOSTNETIを使つて時間外の市場内取引において取得した直後の記者会見であります。

TOB制度、つまりは公開買い付け規制が形骸化するという懸念があるけれども、どうかという記者の尋ねに對し、当時、伊藤大臣はこう答えておられます。「ライブドアの公表された資料によりますと、立会外取引において買付けを行ったというところでありますので、そういったことには取引所における取引に該當するというものになりますから今御指摘のありました規制の対象とはならない」と言つておられます。

では、この公表された資料というのはどれかというと、資料の四をござんをいただきたいと思ひます。これは、ライブドア社の当時堀江社長の名前で発表した「株式買付けに關するお知らせ」の資料であります。この資料の六です。「備考 TOSTNETIによる時間外の市場内取引による買取りを実施いたしました。」

これは、きようは東証もお越しをいただきたいと思ひますが、TOSTNETIというのは市場内のシステムなんです。市場外なんです。○深山参考人 まず、結論から申し上げますと、市場内取引でございます。

○古本委員 これはそうなんです。当たり前の話なんです。TOSTNETIというのは、東証が設置をしている、東証の中における時間外取引をするために用意したシステムなんです。したがつて、これを使つて取引をしましたということの事実だけをとらえれば、すぐれてこれは市場内で取引しておるわけでは、市場外には当たらないという主張を当時ライブドア社はなされておられるんです。

ところが、これは、伊藤大臣は同時におもしろいこともおつしやつておられるんです。いいことを言つておられる。二の二をござんをいただきたいと思ひます。これは、その後の委員会での質疑であります。昨年の四月二十日の当委員会での大臣の御答弁であります。

これはTOSTNETを利用しての取引に対しての言い方でありますが、伊藤大臣、「事前の合意が成立をしている、それが具体的にどういう場合かということなんですが」ということで、「契約が成立しているかどうか」というところでありまして、契約が成立しているということであれば、合意があつて契約が成立しているということになるのであれば、これは市場外の取引ということになるんじゃないかというふうに思います。」と。

これは非常に大事なことを言っておられます。つまりは、事前に合意があれば契約は成立しておると。そこまではいいですね、これは民法上の概念で、これは正しいと思います。事前に合意があつた場合は、いかにTOSTNETといえども、これは市場外に当たるといふ言ひ方の見解をここで示されているんです。

だとすれば、これは金融庁にお尋ねします。

二の一の資料に戻つていただきまして、二月十五日の会見のときにおいて、伊藤大臣は、ただ、このTOSTNETというものの、立ち会い外取引ですが、使い方がいいかんによつては相対取引に類似した形態になり得ると考えられるところもございまして、規制の対象とすべきか否かについて今後検討していく必要があると。

これは、八日の買い付けが行われてから営業日ベースでわずか四日後ですよ、祝日挟みましたが、もう伊藤大臣は既にここまでわかつていたんです。多分、事務方も大分レクチャーなさつたんでしようね。つまり、TOSTNETというのは、事前に契約が成立していたならば、これは市場外になるかもしれないということまで言つておられるのに、実は、この後の訴訟も含め、金融庁がお墨つきを与えたということを再三主張しています。ライブドアは。

ここまで、一年前にちよつと戻らなきゃいけませんので、少し記憶の整理をしたいと思いますんですが、伊藤大臣がこの当時、このように御発言されたことが司直に予断を与えて、司法の判断に予断を与えたのではないかと思うんですが、与謝野大

臣、その懸念は当たりませんか。

○与謝野国務大臣 日本の司法制度、検察、裁判所というのは、そんなやわなところではございませんで、立法府の者が何を言おうが、あるいは政府の者が何を言おうが、やはり法と証拠に基づいて判断をするという歴史を検察も裁判所も私は持つていっていると思つております。

○古本委員 資料の十四をごらんください。東京地裁と東京高裁の二ツボン放送の新株予約権の発行の差し止め、これを仮処分の申請をしたライブドアが勝訴したときの決定の文書であります。(1)番が東京地裁の方、(2)番が東京高裁であります。東京地裁の仮処分決定の文意によれば、本件TOSTNET取引は、東証が開設する有価証券市場における取引であり、証券法上の取引と認められる、つまりは市場内取引である。これは伊藤大臣の最初の御発言のままじゃないですか。与謝野大臣、いかがですか。

○与謝野国務大臣 私は、この取引が行われたときに、自民党の政調会長をしておりまして、時間外取引でこれだけの大量の株が一瞬のうちに成約されるというのは不自然だなというのを感じておりました。これは、場合によつてはTOBのいろいろな規則というものが不十分ではないかなという印象を実は持つておりました。

そういう印象を持つておりまして、東京地裁、東京高裁と二度にわたつて仮処分に対する判断が示されまして、その判断を読みますと、ああ、こういうふうな物を考えるのかなというふうに私自身、納得をしたわけでございます。

この東京高裁の決定は、本件TOSTNET取引は、東京証券取引所が開設する、証券取引法上の取引所有価証券市場における買い付け等には該当せず、取引所有価証券市場外における買い付け等の規制である証券取引法二十七条の二に違反するとは言えない、売り主に対する事前の勧誘や事前の交渉があつたことが確認されるものの、それ自体は証券取引法上違法視できるものではなく、

売り主との事前売買合意に基づくものであることを認めるに足りる資料がないことから、この点の証券取引法違反という主張は、その前提において失当である、高裁はこういうふうな判断をしたわけでございます。

しかし、党としては、やはりこういうものは、TOBの規則をきちんとしておかなきゃいけないということ、立法府におかれまして、証券法の改正がなされたものと私は承知をしております。

○古本委員 今大臣が読み上げていただいたのは高裁の決定ですね。これは、大事なことが一つ抜けていまして、これは何かというと、二十七条の二の公開買い付け規制に対して、単独では判断していないんです。つまりは、ライブドア社による、二ツボン放送社による新株予約権発行につき転換社債の発行差し止めの仮処分を判断するに当たつての材料としては足りないということを言っているわけで、二十七条の二を単独では実は東京地裁も高裁も判断していないんですね。

したがつて、この財務金融委員会として、この証券法二十七条の二、結果として、その後法改正されましたが、これは実は、大変この金商法の議論につながる大きなポイントだと私は思つていて、その理由は、脱法行為があつたときに、我々として、法改正をしてその事実に向つていく、これは当然のことかもしれない、しかしながら、一方で、行政庁は、現在の法律の解釈の運用の中で、これは何か行政を發動していかなきゃいけないという場面がこれから多々あるんじゃないか、今回、いろいろな面で盛り込んでいただいておりますけれども、そこから漏れていることがあれば、では何でもやれるのか、こういう議論になつてしまふわけであります。

したがつて、金融庁並びに、私は監視委員会と申し上げたいんですが、当時、一体何をしておつたのかということ議論することを通じて、現在の監視委員会では、残念ながら、その組織の機能において少し不足があるんじゃないかという点を指摘してまいりたいと思つております。

法務大臣政務官、済みません、ありがとうございます。

今大臣が読み上げていただいたところで、類推するものとか、いろいろな判断がありますが、これは実は、監視委員会の高橋委員長も同じようなことを言つておられるんですね。

十三の三の資料をごらんください。だいたいと思えます。これは堀江容疑者が逮捕された以降の、新聞社のインタビューに答えたものであります。TOBの公開買い付け規制についてであります。売買というのは意思の合致が双方にあつて初めて成立する、そこに意思の合致がなければ問題にはならない、つまり合致があれば問題になる、これを証明するのは大変難しい問題だと。

ここで言う意思というのは何なんですか、監視委員会。

○長尾政府参考人 ライブドア、先ほど冒頭ありましたように、私も、地検と合同で三回にわたつて告発したわけですが、それ以前に、この一年以上前に二ツボン放送株をめぐる問題があつたというところがございますけれども、そのときの私どもでございますが、個別の話なので具体的に申し上げられないというところは御理解いただきたいんですが、御案内のとおり、私も常日ごろから証券市場に関する資料、情報を幅広く収集、分析しております。必要な場合には調査をする。

本件、一般論の延長でございますけれども、そういうときでも、市場における新しい動きであつたり、あるいは取引が不自然であつたり、ちよつと特異な形態の値動きとか、特にそういうのを重点に見ているということで、当時、これも大きな話題になったときには、私もきちつとフォローしていいこうじゃないかということでフォローしていった。

そうした中で、私もなりに……(古本委員「意思とは何かと尋ねているんです」と呼ぶ)はい。それで、今御質問でございますけれども、そうした中で、私どもの役回りとしては、事後的に検査、監視をするということでございますから、そ

○古本委員 全然答えていないですよ。
少なくとも、さつき数量や単価、時期、そ

きょう東証に来てもらっています。こういう出
会い頭というのはあるんでしょうか。

T1の取引は。そして、ライブドアは、わずかの数十分間の午前中の取引だけで実に八百億の買

おいて取引されているんだから、これは市場内だ
という判断までついちゃっている。

これは、現に、A社とB社、証券会社があつて、売り方、買い方、TOSTNETIでやる、そこに第三者のC社が割り込むことはできますか、東証。

○深山参考人 TOSTNETIで交渉が始まりますと、それが終了するまでは他の参加者が割り込むということはできません。

○古本委員 できないんですよ。つまり、A証券がある売り主さんから何万株売りたいよという注文をまず受けるんです。そして、受けたらそれを掲示板に載せるという、メールみたいなもの、だとは言っていますけれども、その瞬間に買い主はだれですとささやくんですよ。ついでに、買い方の証券会社はここですから、ここからの買いにヒットさせてくださいよまで打ち合わせしないと、第三者が割り込んできちゃってすつと買われちゃったら困るじゃないですか、条件が折り合いませんもの。何万株を単位幾らで売るといふことはもう折り合っていないと、TOSTNETIは使えないんですよ。

したがって、TOSTNETIに参加をする証券会社のほとんどは、これは万が一には例外はあるでしょうけれども、ほとんどのケースにおいて、指示書を朝受けて、その指示書に基づいて売り注文を出すときには、売り主はだれですよなんて、何々ファンドですよなんていうことは言いませんが、少なくとも買い主である証券会社はどこかということを決めておかないとこれはできない、一分間隔です。

つまり、そこで、契約の成立の合意がなければ、まず数量が決まりませんね。次に単価も決まらない。そして時間帯も決まらない。なぜなら、朝とお昼休みと後場があけた後の、その日も三回あるんですよ。一体どの場を使って利用するか。現実問題、証券会社のこのTOSTNETIのオペレーターの人、日がな一日画面の前で、ニッポン放送の売りが出ないかなと座っていますか。そんな証券マンおるんですか、東証。つまり、事前に契約が成立していないとあり得ないんですよ。

○深山参考人 御指摘の点でございませうけれども、その辺の事情については私把握しておりませんので、あつたかどうかという点は、ちよつとお答えは難しいかと思ひます。

一般論で申し上げますと、先生の御指摘のとおり、いわゆるクロスという取引が多々ございませうから、それは言ってみれば、ある証券会社でお客様同士をぶつける、こういうたものは多いのは事実でございませうけれども、ただ、このケースがそうであつたかどうかというのは、これはまた別のお話かと思ひます。

○古本委員 いや、これは細かく言えば、例えばA証券会社から、顧客が具体的な銘柄を指定して何万株売りたいという話がまずあるんですね。朝注文を受けた後に、買い主を探すために照会書を同業他社に切るんです。その上で、同業他社は照会書をもとに買いの注文を掲示板に出すんです。そして、買い主がやつと見つかつて、B証券が引き受けてもいいという人を探し出して、やつと条件交渉ですよ。それじゃ、単価は今千五百円で来ているけれども、これは千四百五十円まで下がらぬかね。これがまさにTOSTNETIを利用した交渉でしょう。

この一連の作業をやつて最終的に約定するにしても、今度、注文ナンバーを照会し合わない、別な人にばくつととられてしましますから、電話回線をつなぎつ放しで慎重なやりとりをする。担当者だつてトイレに行くこともあるので、それは午後の取引に流れる場合もある。

したがって、大体平均的には、本当になれたオペレーターでも、丸々新規で出会い頭をねらうというのであれば、これは小一時間どころか一日仕事なんですよ。そして、数分間でやり遂げるには、事前にすべての条件が整っていないとできないんですよ、これは。そうでしょう、東証。

○深山参考人 事実関係は……(古本委員「一般論でいいんです」と呼ぶ)はい。先生のおっしゃる通りですが、この案件に関してそうであつたという確信は全く私持っておりませんので、それは

ちよつとお答えできないかと思ひます。

○古本委員 委員長、これは業界の常識だそうなんです。TOSTNETIというものはどういふものかというのは常識だそうなんです。こんなものは、こんなものと言つては失礼ですが、こういう話は監視委員会は先刻承知なんですよ、恐らく。

今言つたような話は知つていらっしゃるでしょう、監視委員会。知つていましたか。

○長尾政府参考人 個別の事案にかかわりまして、しかも、今の先生の大変いろいろな御指摘な手続、仕事の進め方ということ、私どもも仕事をやるに当たつてそういうところをいろいろ見ているわけですから、ちよつと詳細には、どういふやり方をやつていられるかと、私どもの調査手法の話になるので、控えさせていただきますと思ひます。

いづれにしても、私ども、そういうさまざまな資料、情報の収集というときには、情報の収集、外からの収集あるいは仕事の流れ、そういうものを幅広く、あるいは深く掘り下げてということをやつていられると、ございませう。

○古本委員 いや、これは通告してありますし、一般論で答えてもらつたつていいんですよ。

TOSTNETIというものは、すぐれて事前に意思の合致がなければ成り立たない、東証の中に設置された市場内時間外取引のシステムである、これは正しいですか。

○長尾政府参考人 私どもは、事実関係の解明ということですので、決めつけ的なことはちよつと控えさせてもらいますけれども、いづれにしても、そういうことが言われておる、あるいはそういう可能性があるということは承知しております。また、そうした中で私どもとしてはどういふ調査をするかとなりますと、また、これも一般論でございませうけれども、幅広く関係者の供述とか書類とかそういう形で進めていく、こういうこととでございます。

○古本委員 巷間そう言われているということは承知していると言つていただいたので、TOSTNETI

NETIというのは、すぐれて事前の意思の合致がなければ、少なくとも一分刻みでほうり込むことなんかはできないとおっしゃつた、こういう理解でいいですね。

○長尾政府参考人 繰り返したつて恐縮ですが、その一個一個というよりも、私ども、先ほども言いましたように、さまざまな資料を集めていきますから、一般論としてそういう議論が行われているということはよく承知しております。また、そこら辺も私どもは一つの情報として使つて次に進むということを常日ごろやつていられることとでございます。

○古本委員 いや、委員長、なぜここまで私がこう言わなきゃいけないかという、証券取引委員会の必要性がないというふうにけんもほろろに一笑に付されたわけですよ、先回。御党からも御質問いただきましたけれども、このていたらくですよ。もつといきますよ。資料の五を見てください、引き続き。

八時二十二分、三百四十八万三千二百二十株、実に二ッポン放送が発行している株式総数の一〇・六%です。これほど巨額の株が一分間で取引されています。これはだれが売り主ですか。監視委員会、承知しているでしょう。承知していますか。

○長尾政府参考人 この五の資料にしまして、あるいはほかの資料からいろいろなことを私どもも承知しているものもございませう、ちよつと私どもの方から申し上げるのは控えさせていただきますと思ひます。

○古本委員 これもまた介添えいたします。資料の八の一をごらんください。

これは、原因発生日が二月二十八日で、提出日、三月二日となつておりますが、売り主、サウス・スタン・アセット・マネージメント・インク、一〇・六%、端数がちよつと出ていますが、実にびつたりです。この人じゃないんですか。この人は、二月二十八日に取引したと言つておられます

が、実は、二月八日の取引だったんじゃないんですか。

○古本委員 では、監視委員会は、それを通じてデータをとりましたか、調べましたか。やったかやってないかだけでいいですよ。

○長尾政府参考人 大変恐縮です。私どもの調査のやり方の一つ一つになりますので、ちよつと控えさせていただきます。

ただ、ちよつと申し上げれば、今のこのデータ自体は公衆縦覧の大量保有報告ということで、先ほど言いましたように、私ども、そういうオープンに、縦覧になっている資料とか、そういうものは常に取り寄せるようにしておりますので、その意味で、いろいろなやり方を考えながらやっていくということ、恐縮ですが、そういうことで控えさせていただきます。

○古本委員 このサウスイースタン社は、巷間こ

こが売ったんじゃないかと言われているんですが、実はこの一月の十九、二十日、二十一日にかけて、合計八十四万株、二・六%、これも売却して

います。

ところが、これの大量保有報告の変更届です

ね、五%を超えてその保有の変更があった場合には、残り一〇%を維持した場合には、特例会社とい

えども報告義務が発生するという法律の縛りを正しく行政が指導したならば、八日までおくれ

るなんていうことにならなかった。これは、なぜ八日までおくれたのか。そして、そのことにどう

いう行政処分を下したんですか、サウスイースタ

ン社に対して。

二月八日まで遅延させたということは、サウスイースタンが水面下でこういった動きをとっているというのをフジテレビは知る由もなかった。ずらしたんですよ。今回の金商法の改正の中に、大量保有報告も厚目に今度していくということが入っていますが、幾ら法律に書いたって、こうやって違反している人がおるじゃないですか、どういう処分を下したんですか。監視委員会。

○長尾政府参考人 今御指摘の資料、大量保有報告書の遅延でございますけれども、これは、先生御案内のとおり、これも、縦覧されている中から、一部につき遅延で提出されていること、これは承知しておりますけれども、ただ、私ども、検査、監視という立場でどうしたかということにつきましまして、個別事案にかかわることではございませんから、それ以上のコメントについては控えさせていただきますと思います。

○古本委員 いや、与党の先生方も聞いていてどうですか。監視委員会、縦覧されている資料ですよ、これは、インターネットで、ホームページにも出ているような資料ですよ。飛び道具でも何でもありません。出ているんですよ。これは、証券法二十七条の二十六違反じゃないんですか。五百万円か五年の罰則規定もあるんじゃないんですか。適用したんですか、告発したんですか、何をやっ

たんですか、監視委員会。それとも放置したんですか。それともものついきならぬ関係でもあるんですか。

○長尾政府参考人 二点、ちよつと実情を申し上げます。七月から有価証券報告書に関する行政検査というものが私どもに来るようになりました。そういう意味では、今、私どもは、常にディスクロージャー関係についても非常に幅広くやるように進めております。ただ、これは、それ以前の、去年の有報検査、要するにディスクロージャーの提出、また、それに対する行政的な対応ということろは私どもにまづなかったということで、ちよつ

とそこら辺の初動の対応みたいなところには私ども権限が当時はないというのが一つ。

ただ、先生御案内のとおり、その場合、刑事罰があるだろうということが二つ目でございますけれども、遅延ということ自体については罰則が、遅延じゃなくて提出していないということですね、済みません、罰則があるわけですね。ただ、これもちよつと一般論になって恐縮ですけれども、……(古本委員)一般論じゃないよ、個別の話だよ。ホームページに載っていると呼ぶ一般論も踏まえながらの考え方ですけれども、こういう場合ですけれども、大量報告書の、これはちよつと、数日、五日ですから、二十八日という期限が八日まで延ばされたという中を、これをどうとらえるかということになるかと思ひます。

私ども、個別の犯則調査についての、ちよつと言ひ方が難しいんですけれども、一般論というのはそういう意味なんですけれども、非常に日ごろからこういうさまざまな資料、情報を分析しております、こうした中で悪質な法違反があれば、やはり法と証拠に基づいて厳正に対処するという

ことでやってきているということでございます。

○古本委員 これは、フジテレビという公器ですよ、公の器であると言つていいと思ひます。メディアを買収するといふ大変大きな話で、日本じゅうがひっくり返ったときのさなかに、実は水面下で、片やフジテレビはTOB規制のもとに公明正大に買ひ付けを進めた、片や六本木ヒルズの一室

で、これは想像ですが、密談してやつたんじゃないかろうかという人が目の前におるかもしれない。数字はそろっている。監視委員会は何をやつていたかと問うているんです。

こんなの、私がちよつとインターネットを見ただけで、そうなんです。おたくら何百人体制で、十分なんです。与謝野さん、ちよつと起きていただいて、与謝野さんも今の監視委員会です。十分だと再三おっしゃっておられる。これが実態ですよ。いや、まだ質問していませんから、これが実態ですよ。

まだありますよ。八時四十六分から五十分にかけての、この合計二百七十二万六百四十株、これは資料の十の一をごらんください。全部インターネットを見れば出てくるんですよ、大量保有報告変更届。これは、いわゆるM&Aコンサルティング、代表者村上さん、これは借り株していただんです

ね。同じくMACジャパンに返しています、二百七十三万九千株。ほぼ符合します。そして、これは二月八日に取引した場合の決済日である十五日にびつたり符合します。

どうですか。監視委員会、何をやっていたんですか。今現在、今政務官お帰りになりましたが、堀江容疑者の起訴事実の中に二十七条の二が入っていますか。つまりは、公開買い付け規制に入っていますか。入っていますか、入っていませんか。入っていないんですよ。

こういう事実がある中で、監視委員長はこう言っておられる。監視委員長のコメント、語録集の十三の一をごらんください。一番上の段落ですが、監視委員会は値動きの激しい取引があればすべて見る、ライブドアは約三年前から十件ほどの案件をチェックしており、その都度、刑事事件として摘発できないか検察と相談した、向こうからも話があった、構成要件が固まったのは昨年の秋ごろだ、こう言っておられます。これは、各論じゃないですよ、具体論でこまに言っておられるんです。長尾さんは必死で、いや、個別には答えられませんが、自分たちのところの親方はべろつとしゃべっていますよ。

この十件の中に二十七条の二も入っていますか。入っていますかというだけです。早く答えて。

○長尾政府参考人 個別の話なので控えさせていただきます。ちよつと委員長の実情を申し上げさせていただきます。よろしいでしょうか。

○古本委員 よろしくないですよ。結構です。つまり、監視委員会の委員長としては、逮捕権もない中で、この後にいろいろ言っておられます。逮捕権を持つ検察と十分相談してからやる、

過去の四十七件のうち四十件が検察と合同だと。つまり、証拠隠滅等を避けるためにこういう連携をとっておられる。したがって、あの日の強制捜査がおくれたとかいろいろな世論はありますけれども、僕はそう思いませんよ。こういう逮捕権を持っていない中で連携してやっておられるということはいんです。

これは、もうライブドア事件が結局に向かうんじゃないかという一部報道がある中で、今現在二十七条の二の話がなければ、これはお蔵入りですよ、これだけ疑惑の塊がてんこ盛りの状況で。そのことを問うているんです。お蔵入りにしても全く痛みもない、良心の呵責にも耐えられるという監視委員会ではないんですかと、そのことを問うているんです。何が足りないんですか、監視委員会、何を気にしているんですか。何があつてやれないんですか。

先ほど確認いたしました、意思の合致がなければいけないと、その意思の中に、数量、単価、時期ありましたね。それも判断の一つになると、長尾さん、あなたはお認めになった。資料の五を見れば全部そろっていますよ。

ちなみに、二月八日、昨年のあの事件があつたときに、例えば、渦中の人であるサウス・スター・アセット並びに村上ファンド、当事者にこの件で事情聴取されましたか。

○長尾政府参考人 大変恐縮ですが、個別の調査の中心、どうということについては控えさせてもらいたいと思います。

○古本委員 この事情聴取をしようと思えばやる権能は、金融庁ですか、監視委員会ですか、どちらにありましたか。これだけ情報証拠はそろっているんですよ。これは一年前からわかっていた話。これだけのことがあつて、当事者である堀江容疑者はもとより、村上氏あるいはサウス・アセットのオーナーであるんでしょうか、その方にお会いをし、事情聴取をかける、あるいは立入検査をする。だって、これはT O B違反の可能性もあつたわけでありますから。この権能は、金融庁、

監視委員会、どちらにありましたか。
○長尾政府参考人 立入検査等々を行う権限は私ども監視委員会の方にございます。(古本委員、事情聴取は)と呼ぶ報告徴求権及び立入検査権ということ、その中に事情聴取も入っているということ、でございます。

○古本委員 やろうと思つたらやれたんですよ。やつた形跡はないですね。当時、これだけ注目を集めていた事案で、連日メディアの人も追つかけていた。仮に御庁が今言っている当事者の方々にコンタクトをとるものなら、当然すつぱ抜かれる。やつていないんですよ。やつていないんですよ。やつていたら新事実が出るでしょう、と想像するしかないんです。目の前にこれだけの事実がありながら、我々立法府としては、

監視委員会の人々の苦勞よりは常々承知をいたしておりますが、何が足りないのか、これは議論の余地が十分にあると理解をするところでございます。したがって、我々は、今、証券取引委員会の設置をこの委員会にも提案申し上げているところでありまして、残念ながら、監視委員会は今のままで十分だということに思つておられる。

そこで、大臣、どうですか。こういう事実がある中で、片や監視委員長は、結構、インタビューで具体的に答えていますよ、片や事務局は、いや、語れません、語れませんか、必死に守秘義務を貫き通される。

先日も、私は、現地、現物と申し上げた。金融庁の……(与謝野国務大臣「委員長」と呼ぶ)もうちょっと待つて下さい。監視委員会というのとは一体どんな現場の雰囲気かと、東証の見学もいいて下さい。一度監視委員会を見に行きたいとお願ひしたんです。断られました。守秘義務がある。物が置いてあるかもしれない。いかに議員といえども入れさせるわけにいきません。と。バッジを外して行きました。普通に入つていきました。フロアの中にも入つていきました。そして、この金商法の法律改正をしておられる担当者に会うことさえできました。ずるずるです。監視

委員長のお部屋の前まで入つていきました。これは、ライブドアの関係者が何かに変装して入つてこられたら入れたんじゃないですか。一体どうなっているんですか。

この人たちが守ろうとしているほどセキュリティテイもなっていないし、この人たちが守ろうとしているほど監視委員長は守秘義務なんか守っていないじゃないですか。十件の事案があつた、一年とちよつとかけて挙げたことは比較的早いと思つていけると、結構具体的なことを言っていますよ。何かちぐはぐしていませんか。片や、金融担当大臣とは一年に一回か二回、益暮れしか会いません、こう言つておられる。それで距離があるというのを言つておられるんでしょうけれども、片や事務局はべつちよりますよ。なぜならば、監視委員長が言つておられるじゃないですか。これ、資料を見て下さい。資料の十三の一、二を見て下さい。一番下のパラグラフですが、建議という形で法律や制度の立案を行い、金融庁に動いてももらえる、行政処分についても勧告すれば金融庁が処分してくれと。金融庁、金融庁ですよ。事務局はべつちよります。トップは一年に一回か二回しか会いません。それで、この人たちの事務局体制がどれだけ逼迫して、どれだけ人が欲しくて、セキュリティだと言いつつながら、つるつと入つていける。これは本当ですよ。ちぐはぐ、めっちゃくちゃ。そのあげくの果てが昨今も噴出して、いろいろ事件なんじゃないですか。アイフル、三井住友、目を覆うばかりじゃないですか。それをどこかたるんでいんじゃないですか。それを強化しようじゃないかという提案をしているんですよ。

直接金融なんて冗談じゃないですよ。悪知恵が働いて、そして法のすき間をすつとついた人だけが六本木ヒルズに住めるという、そういう世の中をつくりたいんですか。一般投資家の奥様が、自分のへそくりで、おもしろいなと思つた銘柄に投資をする、応援したいなと思つた人の会社を応援する、これが直接金融の原点ですよ。そういうことをねらっているんでしょう。とても危なかつかくて参加できませんよ。一蓮託生で、みんな隠そうとしている。どうですか、大臣。

○与謝野国務大臣 監視委員会というのは、やはり、法と証拠に基づいて調査をし、また法と証拠に基づいて告発すべきものは告発するという組織でございます。当然、告発をするわけですから、起訴権を持つている検察庁とは十分打ち合わせをしながらやつていくということを今までも繰り返してやつております。

そこで、委員の御主張は、なぜ犯罪として切り取らなかつたのか、多分、こういう御主張だと思います。これは、告発する方ともあるいは起訴権を持つている検察とも、やはり、これで公判が維持できるかどうか、あるいは犯罪として切り取れるかどうかということをその都度判断するんだらうと私は思います。

そういう意味で、先生の御指摘の点についても、私の想像ですけれども、恐らくいろいろな観点から検討はしたと思います。しかしながら、判断としては、告発、起訴には至らない案件という判断をされた。それも、調べた事実関係、持つている証拠、こういうものに照らして、そこには至らないという判断を独自にしたのではないかと私は想像をしております。

○古本委員 先ほどの資料の十三の三の監視委員長が述べられておられるところに戻つていただきたいと思います。大臣とあうんの呼吸なんではないでしょうか、法律の解釈と証拠の問題で立件は困難だったというふうに言つておられますね。十三の三です。T O B、買付け規制をもとに二十七条の二を適用して立件まで持つていけるかどうかという過程において、もちろん着目はされていたんですけど、あれだけ騒いでいたわけですから。法律の解釈と証拠の問題で立件は困難だったと。法律の解釈というのとは一体何か。証拠というのとは一体何か。これは、法律の解釈に関して申し上げれば、T O S T N E T Iはすぐれて東証が設置する市場内におけるシステムでありますから、そ

これは市場内の取引であるという判断を盾に持つてこられたら、これはどうしようもないですよ。まず、解釈論の一つですね。

現に、ライブドア側も、当時、仮処分を求めたときの裁判、彼らは勝訴しましたけれども、証拠書類、東京地裁民事第八部保全係御中を出しておられる。これはライブドア側が出した資料の、証拠説明書類の甲の二四号。御丁寧に書いていますよ。金融庁が、債権者、つまりはライブドアの行ったTOSTNETによる本件株式の取得について、違法でないとの見解を明らかにしている事実。添付書類までついていますから。お墨つきつけているんですよ。司法の判断をゆがめているんですよ。ついでに、いや、日本の司法は立派だと大臣おっしゃったけれども、見事に、伊藤大臣、きょういらつしやらなくて残念ですけれども、伊藤大臣が言ったコメント、そのままたついでに、証拠書類に、判決文にも出ていた、さつき紹介したとおり。つまり、予断を与えたんですよ。与えたでしょう。

○与謝野国務大臣 裁判所というのは、そんなやわなところではないと私は思っております。

○古本委員 それで、監視委員長は、法律の解釈という意味で困難だったと。さらに、証拠、証拠というの何ですか、これ。意思の合致があればいいわけでしょう。伊藤大臣が丁寧に答えてくださったんです。さつき資料でお示しました。資料の二の二ですよ。合意があつて契約が成立しているということであれば、これは市場外の取引ということになるんじゃないかと思えます。法律の立てつけによると、与謝野大臣、いつもおっしゃる。その立てつけの責任者がこう言つてくださったというところは、意思の合致があつたかどうか最大の争点だったわけですよ。

でも、人の心の中はわかりません。ましてや、どこかの部屋の密室で、売つたとされる人とライブドアの関係者が密談したなんて、もうこれは、それこそおとり捜査でもせぬことにはわかりませ

んよ。けれども、少なくとも、そんなことがあつたんですか。いろいろのことを聞いてもいいんじゃないですか。

監視委員会が、きのう質問取りに来てくれた人がおもしろいことを言っていました。本当に悪いことをしている人は、私たちは目を見ればわかりますとおっしゃった。会えばいいじゃないですか。何でも事情聴取をしていないんですか。全く理解できない。

二十七条の二、もう一遍やり直す覚悟はあります。監視委員会、告発すればいいんです。檢察は、今、手をこまねいておられるのか、水面下で物すごい証拠を握つておられるのか、まあこれはおいておいて、監視委員会独自で、今まさに、大丈夫なんですよ。我が国の直接金融へ誘導していく政府のその御意向を受けて、まさに監視委員会ここにあり、任せておくと、そうおっしゃつておられるんです。与党の先生方は、おれたちに任せておけというなら、二十七条の二で告発したらどうですか。

○長尾政府参考人 インタビュー等で、報道でもありますけれども、委員長の方で、法律の解釈と証拠の問題で立件困難だという、こういう発言も出ております。その趣旨なりですが、ちよつと補足させていただきますと、監視委員会は、この犯罪調査でございますけれども、今大臣からも話がありました、事実説明ということが私も一番の重要なところと。それを踏まえて法律を適用するわけですから。事実説明をふだんやるたびに、その後にもまた告発をするわけですが、私どもは一般の告発権、公務員の告発権とは違いますが、御案内のとおり、事実説明の結果、犯則の心証が得られた場合に告発するという規定、権限になつてはいるわけです。

そうしますと、刑事罰に関するものであるだけに、やはり、そこは法と証拠に基づいて、これは十分精緻に、厳格に行う必要がある。我々も、事実関係、これはまた公判で維持されなくちゃいけないというところ、正直相当難しいところがございます。

す。

それから、そういうときに、いろいろな端緒、一言で端緒といひしても、実はいろいろなレベルがあるんですけれども……(古本委員)難しいとおっしゃるのなら、一般論と呼ぶ一般論です。一般論として述べさせていただいております。それで、そういう端緒というの、一言で端緒といひますけれども、これはいろいろなレベルがございます。そういうとき私どもがどういう形で作業を進めていくかというところ、ちよつと詳細はまた申し上げかねるところは恐縮なんです。やはり、事案に応じてあるいは情報に応じてあるいは相手に応じて、いろいろな形で詰めております。

また、このライブドアについていえば、先ほど先生も引用されましたけれども、いろいろな形でいろいろフォローしてきた。フォローしてきたというのか、追つかけてきた。どこで立件できるかというようなところで、苦慮しながらいろいろやってきたということもございいます。

そうした流れの中で、ニッポン放送の話については、私ども、非常に幅広く、いろいろな意味で見、また、先ほど出てくるように、いろいろな資料も見て、また、必要なら話も聞きとかやつておりますけれども、それ以上につきましては、恐縮ですけれども控えさせていただきます。思います。

○古本委員 やつと本題にたどり着きましたよ。何が足りないんですか、監視委員会の機能に。監督権がないからでしょう。そのことをおっしゃりたいんじゃないから。行政庁として行政処分権を有していないから、機動的に動けないんでしょう。私たちは、証拠を調べるだけです。常に段取り屋さんです。その証拠をそろえた、その後はお伺いを立てるんです。金融庁様に。そう言っているようにしか聞かれないんですけれども。監督機能をもつて持つた方が、今回のライブドア事案のようなものに直面したときに、さあつと立ち入つて、このTOSTNETの取引状況なんて東証に聞けばすぐわかる。だれが売り方でだれが買い方なん

ですぐわかる。どうなっているんですか。いろいろ聞き込みなんてすぐできる。できない何かがあつたんじゃないですか。それは、ちゅうちょをした心の中に何かがあつたのではなくて、機能として限界があつたんじゃないですか。

○長尾政府参考人 ちよつと誤解があつたら恐縮でございますけれども、今、これは刑事罰の犯則調査という視点で私どもやつておまして、私ども監視委員会の機能、先生ももちろん御案内のとおり、いわゆる証券会社等の検査という行政的な検査で……(古本委員)行政から入つていって、刑事に持つていけばいいじゃないですか。と。呼ぶええ。これは、金融庁の方の監督に結果を投げていく。もちろん、そのときでも、私どもとしての事実関係に基づいた法解釈を出して勧告していくということになつてはいるわけですが。

それから、もう一つ、今、一連のずうとは、これは刑事罰としてやつておりますので、犯則調査というところでやつております。そうすると、やはりその性質からして、私どもの連携の対象は、相手は檢察当局ということになります。そしてまた、事案を、事実関係を詰めるわけですから、最終的には告発する。また、それが公判維持されなくちゃいけないということで、綿密な連携をするということをやつてはいるということでございます。

○古本委員 監視委員長が言つておられる法律の解釈と証拠の問題で立件が困難だったという法律の解釈において、まさに、さつそうとここにありという存在感を示すチャンスが去年の二月にあつたんですよ。伊藤大臣も言つておられるじゃないですか。法律の立てつけからすれば、TOSTNETというのは市場内のシステムですから、これは市場内。これは裁判所もその判断の材料に引用しているぐらいですから、そのとおり。一方で、事前の意思の合致があつたかどうかは解釈の幅があつたんですよ。なぜ、やらなかつたか。なぜ、やらなかつたんですか。やらなかつたんですか。片や、先日、何か櫻田さんは、解釈の幅、えら

いおっしゃっていますよね。民事の責任規定の見直し、二〇〇四年にありました。今回のライブドア事件における被害者をどうやって救済していくか。これは、公表された日を基点にして、その前後一カ月で判断をするという議論がありますよね。公表日というのは一体いつか。これは、検察が強制調査に入った日なのか、それとも、ライブドア自身が、ある意味罪を認めて、こんなことをやりましたということを出した日なのか。それで、滑った転んだで、今はつきりしていませんよね。法改正した方がいいけれども、金融庁、この運用で、監視委員会といった方がいいんですかね、困っちゃっている。

そうしたら、櫻田さん、委員会で何て答弁したか。あらゆる事態を想定するのは難しく、投資家保護の観点から、立法趣旨に応じて裁判所が判断してもらいたい。もう、解釈の幅、目いっぱいじゃないですか。だったら、もう最初から立法府なんて要らないんじゃないですか。裁判所にやってもええじゃない。

一年前だって、TOSTNETはすぐれて東証のシステムですよ。しかしながら、事前に意思の合致があつたならば市場外とみなすこともあると伊藤さんは言ったんですよ。それを受けて何で監視委員会はやらなかったのか。この問題を乗り越えられない限り、証取法を幾ら改正したって、法律に書いていないことはやってもいい、あるいは法律に書いていないことだけやれるのだと、非常に窮屈な日本になっちゃう。そういうことを目指しているんですか、大臣。法律というのはそういうものなんですか。ちよつと大きな話を聞きたいと思ひます。

○与謝野国務大臣 国民に義務を課し、また国民の権利を制限する場合には、法律によるというのは当然のことです。また、金融行政も、事前調整型あるいは護送船団方式と言われたような時代から、きちんとルールを決めて、事後チェック型に変わってきたわけでございます。

先生の御指摘の点は、多分、法律の書き方が十分でなかったと私はその当時思っております。したがって、証券取引法は、その部分を補う形で立法府によって改正していただけたものと思っております。

このTOSTNETによる市場内取引と言われる時間外取引は、決して褒められた取引ではないと思っております。これは、これだけの大量の売買が瞬間成立するということは、普通、常識ではあり得ない、私はそのように判断をしております。

しかし、その後、私も解釈に迷っております。極めて脱法的な取引であるというふうに考えておりましたら、地裁、高裁と立て続けに裁判所としての御判断が出ましたので、私はその裁判所の判断に従つて物を考えていこうということを、去年の春、考えていたわけでございます。

○古本委員 いや、それはおかしい、大臣、最後がおかしい。三権分立じゃないんですか。裁判所がどう判断しようとも、法律の立てつけをする立場に係る大臣がこうだと思えば、やればいんじゃないですか。やればいい。もちろん、司法の判断は尊重した方がいいとは思ひます。これは事実ですから。一方で、法律の立てつけ役として、かくあるべしというものを持つておかないと、三権分立は教科書に書いていただけになっちゃうまね。

そのことを指摘しつつ、資料の十五を最後に、ちよつと二、三、資料を見ていただきたいんです。これは、巷間言われていて、事前に金融庁の了解を得た上でTOSTNETを使つたんじゃないかというところに対し、当時、堀江容疑者がこういふふうにコメントしています。事前に金融庁に合法かどうか確認し、お墨つきをもらった、証取法に従ひ行動した、あるいは、時間外取引について事前に金融庁に相談した、あるいは、ノンネーム、匿名で事前に金融庁にも確認している、それは我々もちゃんとやっていると。

これに対し、金融庁も火消しに大変でした。五味長官以下、立ち会い外取引は公開買い付け規

制の対象外であるという趣旨のお答えを一般論としてやっていると。要するに、それをとらえてこう言われても困るということなんでしょうけれども、どうしてこのとき事前の合意の話を言っていないんですか。TOSTNETは東証のシステムですよ、そのとおりですよ。でも、事前の合意があつたかどうかは争点であるので、これは精査の必要があるぐらいのことを言えばよかったじゃないですか、金融庁。

この時点で、もう既にこれはお墨つきを与えているんですよ。事前の合意が争点からなくなつちやつていく。大臣は言っているんですよ、大臣は。その下、伊藤大臣、そういうことで言つておられるんですよ、買い付け規制の話。

ですから、これはまんまとやられたケースなんですよ。それを、今回公判がどういふふうになるかわかりませんが、二十七条の二は、正直、ちよつと私が調べただけでこれだけの話が出てくるんですよ。本場にちよつとですよ。監視委員会はよっぽどデータを持つていると思ひますよ。それで二十七条の二を適用しないとしたならば、これは委員長、監視委員会は何をやっているんだという議論なのか、やろうにも機能において何か問題があるのではないかとこのところに行き着かざるを得ないわけでありま。

最後に、資料の一と十六を順番に見ていただきたいんですが、最初の資料を見ていただくと、まさに市場法制に関する規制緩和の流れが二〇〇〇年代初頭からずつと行われてきたのとともに、ライブドアという会社は成長してきているんですよ。三分割、十分割、百分割、十分割、都合三万分割。そして、それから後追いをするようにルールも強化していった。まさにライブドアとの戦いじゃないですか、こうやって見たら。

二十七条の二、改めて告発をする決意で臨んでいた、だいたいということを強く申し上げ、そして最後に十六ページをごらんいただいて、終わりたいと思ひます。

監視委員会の使命、立派なことを書いております。

す。取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持する、これが使命だそうでありま。ぜひ国民の皆さんが、直接金融だと与謝野さんがおっしゃるのであれば、そう信じてやれるような体制になるように、我が党が今提案している証券取引委員会の設置法案、そしてこの金商法も、実は法律の立てつけを幾らよくしたって、法律の解釈論が、現場の方でそのエンフォースメント、力を与えてあげないとなかなかできないということ、その事例のほんの一端を紹介し、終わりたいと思ひます。

○小野委員長 以上で古本伸一郎君の質疑を終わります。

次回は、明日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十七分散会

平成十八年五月二十六日印刷

平成十八年五月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K